ISSN 2189-3276

和光市デジタルミュージアム紀要

第８号

目次

＜研究ノート＞
元下新倉村における酒造蔵　並木　實　p1

＜調査報告＞
和光市内所在富士塚調査中間報告　野澤均・相田由莉・江口やよい
大内一雄・坂口由加里・田中由美　p15

和光市富士講関連資料の市外所在調査　野澤均・相田由莉・江口やよい
大内一雄・坂口由加里・田中由美　p27

和光高校前の弁財天について　相田由莉　p31

＜実績報告＞
令和３年度　和光市埋蔵文化財調査年報　江口やよい　p41

2022.8

和 光 市 教 育 委 員 会

序文

和光市では郷土にゆかりのある貴重な文化財などを後世に伝え活用するために、これまで多くの方々から資料をご提供いただき、文化財保存庫に収蔵してまいりました。これらの収蔵物等を広く市民の皆様方にご紹介し、本市の歴史や文化をご理解いただくため、平成24年4月1日からWeb上で「和光市デジタルミュージアム『れきたま』」の配信を開始しました。『れきたま』の充実をさらに図るべく、和光市文化財保護行政の1年間の成果を取りまとめた「和光市デジタルミュージアム紀要」を創刊し、併せてWeb上での公開をしてから今号で第８号となりました。

今回は、和光市文化財保護委員の並木實様から「和光市元下新倉村における酒造蔵」と題した論稿を寄稿いただきました。また、和光市教育委員会により行った市内の富士塚に関する調査等、文化財に関する調査報告を掲載しております。また、併せて令和３年度に市内で行った埋蔵文化財に関する調査を年報として掲載いたしました。

有形・無形文化財、民俗的文化財など先人の残した文化財は、本市の貴重な財産であり、我々はそれを後世に残していく責任があります。また、このような文化財に関する研究の蓄積は、当市の歴史や文化財を学び理解していただく上で有効なものであると考えています。

最後になりましたが、本紀要の刊行にあたりまして日ごろからご指導いただいております埼玉県教育局市町村支援部文化資源課、和光市文化財保護委員会委員各位、また、公私ともご多用の中、様々なご教示・ご高配を賜りました関係者の皆様に心より厚く御礼申し上げまして、あいさつといたします。

令和４年８月
和光市教育委員会
教育長　石川 毅

【研究ノート】

和光市元下新倉村における酒造蔵

並木　實

はじめに

和光市の元下新倉村（以下「下新倉村」という。）においてはかつて清酒造が行われていた。このうち、西本村の「長泉酒造」は昭和 10 年代まで営業、その後も白壁の酒造蔵やレンガ造りの煙突が残っていたために、良く知られている。しかし、その創業年ははっきりとしていない。

「長泉酒造」がよく知られている一方で、明治時代に浅久保に「秀峰酒造」が存在していたことを知る人は殆どいない。同酒造については一部の冊子にその存在が記されているが、具体的な場所や時期は全く分かっていない。

また、文政時代に下新倉村に酒造蔵が置かれていたことを示す古文書が埼玉県立文書館にある。しかし、この資料に関しても殆ど知られておらず、下新倉と結び付けた調査・検討資料も見受けられない。

ここでは、これらの点を掘り起こし、下新倉村における酒造蔵をまとめてみるものである。

1．西本村・「長泉酒造」

西本村（現在の和光市下新倉村四丁目）にあった長泉酒造に関しては、『長泉酒蔵調査報告書』[1] がある。この報告書は酒造（しゅぞう）ではなく、酒蔵（さかくら）としての建物を調べたものであるが、その中に酒造についても併せ記載されている。

1 - 1　長泉酒造の概要

長泉酒造は「長泉の酒が初めて醸造されたのは江戸時代といわれ」[2]、初代、柳下「平八が、本家の第 10 代・柳下矢柄 (隠居して下新倉氷川神社の宮司となる) の娘・ツ祢（や）の婿養子となり、明治 10（1977）年頃に分家したのが始まりである」[3] とし、「酒蔵の創建年代について、平八とツ祢（や）が結婚し分家した明治 10 年頃に、本家にあった酒蔵を譲り受け当地に移築したのではないか」という話を掲載している [4]。その銘柄は「長泉」であり、「第 2 次世界大戦中の昭和１８年、戦時下の統制で県単位で酒造業者が合同され、大手酒造業者しか米が集まらず、酒造業を廃業した」とある [5]。



第 1 図　長泉酒蔵の蔵・煙突

（和光市教育委員会 2004『長泉酒蔵・長屋門・代官屋敷調査報告書』p1）

第１図は長泉酒造の蔵と煙突の写真であり、同報告書に掲載されているものである。残念ながら平成 13（2001）年に蔵を、平成 26（2014）年にはレンガ造りによる煙突の全てを解体している。初期の国産レンガといわれるレンガの一部は解体時に市教育委員会に一部回収され、和光市文化財保存庫などに残されている。

1 - 2　長泉酒造の創業時期

長泉酒造の創業時期は上記報告書の中でも明確にされていないが、以下の考察がある。

(1) 創建年代の推定

酒造蔵の建築技術の面からは明治 10（1977）年頃の移築に関して、「建物各所に和釘が残されている」ことや「２階屋根の垂木に丸太を使用した箇所があり、南側部分の２階床の根太も丸太材である」ことから、「酒蔵の創建年代もしくは移築された時期は、明治初期と考えられる」[6] とある。

一方、酒造蔵内部の痕跡等による考察として、「酒蔵主屋の北側と南側部分は、元は別々の建物であったものを、この地に移築されたときに接続したか、移築前にすでにこのように改造されていた可能性がある」、「以上のことは移築されたとの前提にたっての想像だが、和釘の存在や技法などを見ても、この建物は創建が江戸時代まで遡る可能性がある」[7] としている。

(2) 当主の話からの推定

調査報告書の前書きとなる「調査の経緯と目的」には「長泉の酒が初めて醸造されたのは江戸時代といわれ」[8]、とある。建物調査時の当主（西本村・柳下家）の話として「酒造りを始めたきっかけは、栁下家の本家が江戸時代から、「長泉」の銘柄で酒造業をしており、その権利を本家の第１１代・織右衛門 (ツ弥の兄) が、平八に与えたのではないかと稔氏は想像されている」[9] とある。ここでの本家とは、長嶋・柳下家とも吹上の柳下家とも受け取れる表現となっている。

(3)『文化財をたずねて』の記載による推定

上記の点に関して、和光市教育委員会が 1978 年に発行した『文化財をたずねて』に記載された「名称 長泉の酒造」(和光市教育委員会 1978) には、「長泉が初めて醸造されたのは江戸時代で、吹上の柳下本家であったが後に長嶋・柳下家に移り更に明治十年頃現在地（西本村）の柳下家（蔵の家）で造るようになったという」[10]。ここに「吹上の柳下本家（現白子３丁目)」の名が創業者として出てくる。根拠は示されておらず言伝えによるものと思われるが、平成 10（1998）年に行われた建物調査時の 26 年前に作成された冊子であり、内容も具体的になっている。前記（2）の「柳下家の本家が江戸時代から」を補足する形になっていると解釈してよいであろう。

(4) 柳下織右衛門の履歴書による推定

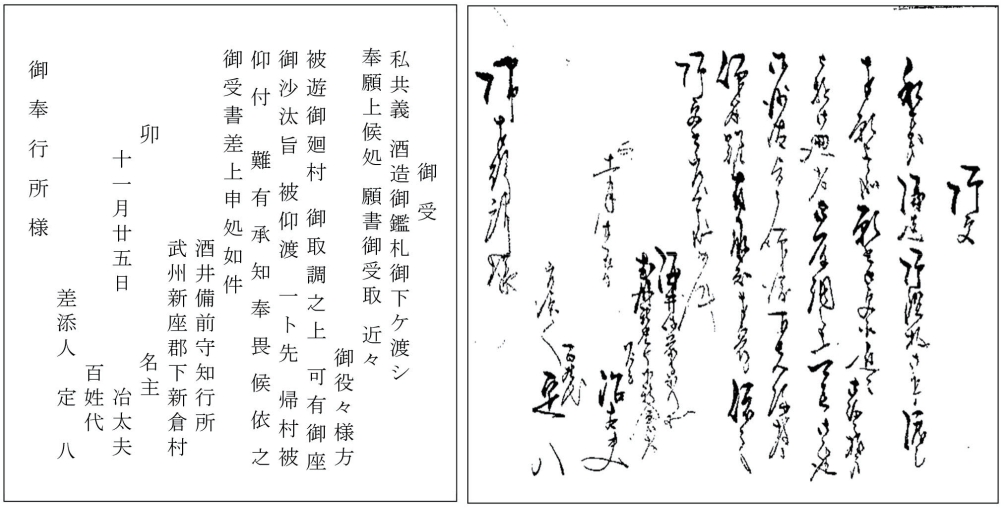
長嶋・柳下家での酒造を示すものに、織右衛門の履歴書がある。そこには「一．慶応二年二月ヨリ農業ヲ営ミ始　一．明治二年ヨリ酒造業ヲ営ム」[11] とある。

この明治２年（1869）は父・秀五郎が名を矢柄と改めて下新倉氷川八幡神社の神職に就任した年であり、それに伴い息子の織右衛門に酒造業を譲ったものか、あるいは、織右衛門自身が吹上・柳下家から直接譲り受けたのかは不明である。しかし、遅くも明治２年迄には吹上・柳下家から長嶋･柳下家へ移っていたことが分かる。

なお、酒造蔵はもともと長嶋・柳下家に隣接する土地にあったように思われる。この点については吹上･柳下家の「長屋門調査報告書」（和光市教育委員会 2001）があり、その中で敷地内の古い建物に関して記されているが、酒造蔵の話は出てこないことによるものである。

(5) 慶應 3 年文書（第２図）からの推定

吹上・柳下本家には、下新倉村の名主であった柳下治太夫が、卯年（慶応３年－ 1867）１１月に奉行所へ出した「御受（酒造鑑札）」(和光市教育委員会 1980) なる文書が残されている (第２図)。　なお、文書には「卯」とある



御受
私共義　酒造御鑑札御下ケ渡シ
奉願上候処　願書御受取　近々　御役々様方
被遊御廻村　御取調之上　可有御座
御沙汰旨　被仰渡　一ト先　帰村被
仰付　難有承知奉畏候依之
御受書差上申処如件
酒井備前守知行所
武州新座郡下新倉村
卯
十一月廿五日　名主　治太夫
百姓代
差添人　定　八
御奉行所様

第２図　御受（酒蔵鑑札）

のみであるが、酒井備前守（１２代）知行下における卯年から「慶応３年」としたものである。

内容は酒造鑑札の受取書ではなく、酒造鑑札下渡し願いの経緯を記したものであり、受取書の添書きの形となっている。そこには酒造の種別（清酒・濁酒）が記されておらず、清酒造とは断定できないが、鑑札の下渡しをお願いに上がった際に、「・・・近々、御役々様方御廻村遊れ、御取調の上御座有可く御沙汰旨・・・」とある。役人が江戸からわざわざ村迄出張してきて、取調べの上で沙汰するとあり、清酒醸造設備の確認を指しているものと思われる。

(6) 小結

上記の長泉酒造・酒造蔵の動きを整理すると以下の様になると推測される。

①：吹上の本家･柳下治太夫は慶応３（1867）年（1867）１１月に「清酒造の鑑札」を受ける。
この慶応３年が、長泉酒造の創業とみられる。

②：その後、明治２（1869）年迄の間に、分家である長嶋・柳下秀五郎へ、あるいは秀五郎の息子の織右衛門へ酒造株と蔵を譲る。

③：織右衛門は、明治２年に酒造業を営み始める。

④：織右衛門は、明治９（1876）年埼玉県令宛てに、「清酒醸造廃業願」[12] を提出、廃業する。

⑤：翌明治１０年（1877）頃、妹・ツ祢（や）の婿となり分家した西本村・柳下平八に酒造蔵と設備を譲る。平八は明治４年の新株制度[13] に基づき、新たに酒造業を申請する。

２．浅久保・「秀峰酒造」

秀峰酒造の紹介として、『文化財をたずねて』(和光市教育委員会 1978) と『白子川を知っていますか』(白子川汚濁対策協議会 1994) の２冊がある。内容はほぼ同じであり、『白子川を知っていますか』に「二大銘柄として、第一に下新倉浅久保に「秀峰」、第二に本村に「長泉」の銘柄がありました」、「現在は２銘柄とも廃業してしまいました」[14] とある程度で具体的な内容は記されていない。浅久保の何処で何時頃、酒造を行っていたのであろうか。

２- １　浅久保・柳下家による酒造の始まり

(1) 酒造人・柳下與市

浅久保の住人、柳下與市が酒造を始めた事を記した碑が調査の過程で発見された。與市の墓石の側面に刻まれたもので、與市の生涯を簡潔に記している（第３図）。

酒造に関係する部分の内容は以下の様になる。「柳下與市は明治６年酒造を願い、株・家・基

を悉く備える。惜しいことに重い病に罹り４５才にして突然に亡くなる。時に明治８年 (２月 17 日) のことである」

ここには、柳下與市は明治６（1873）年に酒造業を志し、酒造株を取得し、酒造蔵や同設備、そして基（酛）まで準備したとある。酒造を始める直前の処で重い病となり、明治８（1875）年、45 才の若さで亡くなったとしている。

(2) 免許鑑札願出書・下書

明治 13（1880）年頃作成の「酒造に関する諸届様式の綴」が、『和光市史編三 資料１ 文書目録１（近世・近代・現代)』(和光市教育委員会 1999) の中に柳下源太郎家文書としてある。

資料は「酒造税則」(明治 13 年９月) 及び「酒造税則取扱心得書」(明治 13 年 11 月）に沿ったもので、単なる書式の綴りではなく、内容が具体的に記されている。

資料の構成は以下の様になっている。

①：「免許鑑札・標札の図」（第４図）
　造石量：清酒 123 石造（184 石５斗）
　住　所：埼玉縣武蔵国新座郡下新倉村十番地
　願出人：柳下 又八
　鑑札板の寸法：第４図

②：「建物配置絵図」（明治 14（1881）年）
　酒造蔵・土蔵・物置・住家などの配置図。

③：「酒造法器械調書」
　使用する桶・盥・櫂等の項目と数量を示した調書。（明治 13 年）

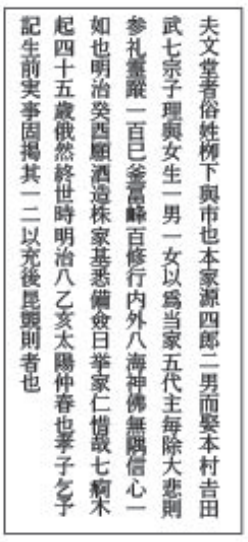
④：「醸造方法書」
　清酒を造る際の米・水の配合量などを示した方法書。（明治 143 年）
　＊明治１４年のうち、「４」を消して「３」としている。

この資料を見ると、下記に示すようにこれは単なる「酒造に関する諸届様式の綴」ではなく、秀峰酒造に係る「免許鑑札願出書」の下書きであることが分かる。

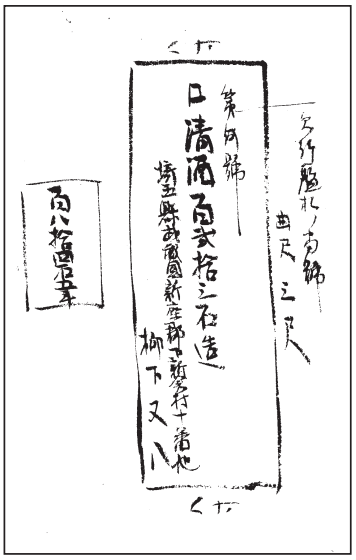
(3) 柳下家による酒造の創業

①柳下與市墓碑

柳下與市は墓碑（第３図）によれば、明治６年に「清　　濁酒醤油醸造鑑札収与税則」（明治４年７月）に基づき酒造の免許鑑札を受けると共に、酒造蔵などを設ける。碑には基（酛）は「仕込む」のではなく「備える」とあることから、他所から買入れたものであろうか。この基に関しては「酒造税則」（明治 13 年９月）に、「酒もとを販売することを許さず」との条文がでてくる。以前は基（酛）の売買が行われていたのであろう。何れにしても酒造に取り掛かった処で明治８年２月に亡くなっている。し


夫文堂香俗姓柳下與市也本家源四郎二男而娶本村吉田
武七宗子理與女生一男一女以爲当家五代主毎除大悲則
参礼誓願一百巳釜嶺百修行内外八海神佛無隅信心一
如也明治癸酉願酒造株家基悉備攸日挙家仁憎哉七輌末
起四十五歳俄然終世時明治八乙亥太陽仲春也孝子乞予
記生前実事固掲其一二以充後昆覧則者也

第３図　與市墓碑・碑文
（筆者現地調査を基に作成）



第４図　免許鑑札 (標札)

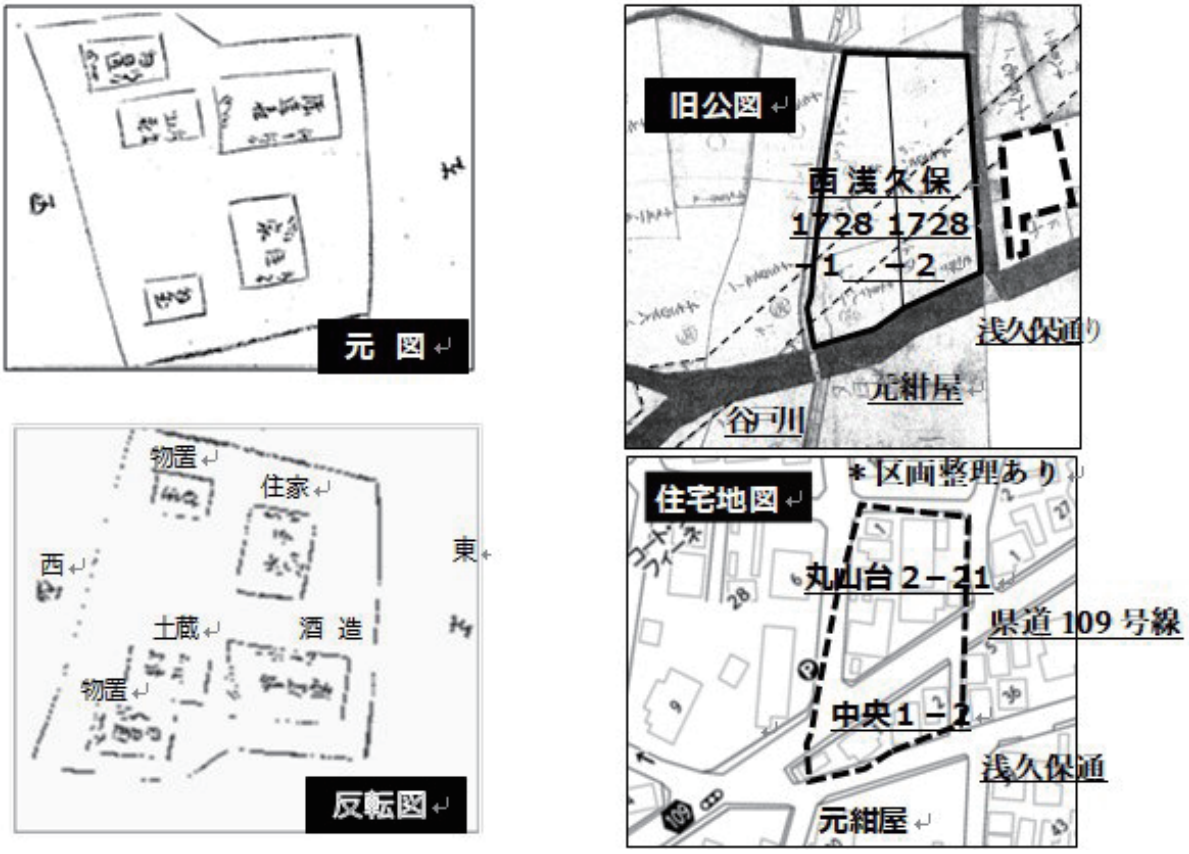
たがって、酒造を始めたのは亡くなる前年の明治７年と推測される。この時、息子の又八は数え 20 才となっ　ており、跡を継いで酒造業を続けたのであろう。また、後述となるが、浅久保・柳下家の酒蔵には秀峰酒造である竹内家が杜氏として入って来ている。杜氏の竹内作次郎の年令は分からないが、明治７年において作次郎の息子・元吉は数え９歳であり、作次郎による杜氏は十分に考えられる処である。

②免許鑑札願出書

明治 13（1880）年と 14（1881）年と記されている免許鑑札願出書・下書は、明治１３年９月の「酒造税則」、及び同年 11 月の「酒造税則取扱心得書」に基づくものである。同法は、免許税の変更と併せて従前の免許鑑札制度を廃止して、全ての醸造業者は新たに免許鑑札を願い出る様にしたものである。その際に届出を義務付けられた書類が「醸造方法書」と「酒造に属する倉庫納屋等は其の実況詳細絵図面」そして「諸器械調書」であり、「免許鑑札番号、清酒○○造りと所在地・氏名」を記した標札（竪・曲３尺）を戸外に掲出させたものである。各調書に記載の年は其の醸造期（１０月１日から翌年９月３０日）を示している。免許鑑札は１期限り有効であり、酒造を継続する場合は毎期末までに次の免許鑑札の願い出を行い、設備に変更がある場合は変更内容を届出、また造石見込みを変更する場合は、その免許を受け、標札にある当初の「○○石造り」の箇所を貼り紙にて訂正させたものである。よって、第５図の標札にある「123 石造り」とは、明治６（1873）年に免許鑑札を受けた際の造石見込みの石数であり、今回変更しようとた石数が「184 石５斗」であることを示していると思われる。

(4) 小結

以上、断定すべきものはないが、「浅久保・柳下家における酒造は明治７年創業」と推測される。これはそのまま「秀峰酒造の創業年」となる。



第５図 (免許鑑札願出書：建物配置絵図) （酒造蔵敷地：旧公図・住宅地図)

２- ２酒造場所

(1) 元紺屋Ｉ家の伝承

「浅久保に秀峰酒造が存在した」と当時の状況を明確な言伝えとして残されていたのは、浅久保で元紺屋を営んでおられたＩ家である。

同家では「浅久保通りを挟んで北側の地に秀峰酒造があり、共に発酵に関わる藍染業と酒造業であることからよく議論を交わし、お互いに技術を磨いていた。また、井戸の本数もＩ家は２本、秀峰酒造は１本あった」などと具体的な話が伝えられている。

同家によると、酒造蔵のあった場所を現在の住居表示で示すと、旧川越街道（県道 109 号線）を挟んで「中央１－２」と「丸山台２－21」の一連の土地となる（位置図は第５図を参照）。

(2)「建物配置絵図」

免許鑑札願出書・下書にある「建物配置絵図」が第５図左側上の「元図」である。この地形は右側にある旧公図（字切図）の地形とは異なっている。しかし、この絵図には東西の表示はあるが南北は記されていないことから、南北である上下を反転したものが、左側下の「反転図」である。右側の旧公図の地形と相似する。何らかの意図があって敢えて逆さ図としていたのであろう。

(3) 地番

酒造地であった「中央１－２」と「丸山台２－２１」の土地を旧公図で見ると地番は「西浅久保 1728 － １、1728 － ２」となる。これを「土地所有者名寄帳　新座郡下新倉村」[15] で見ると、所有者は柳下又八、土地は分筆前の１筆で面積は２反３畝１７歩、地目は「宅地」とある。７００坪弱の広い敷地を宅地とすることは一般的には有り得ず、この面からもここに酒造蔵などの建物が存在したとみて良いであろう。なお、「旧土地台帳」[16] によると、1728 － ２（348 坪）の所有者は後に竹内元吉となっている。

(4) 小結

以上、酒造地跡は区画整理により敷地境界線は明確にはならないが、住居表示による「中央１－２」と「丸山台２－21」、そしてその間にある「旧川越街道（県道 109 号線）」、更には敷地西側の「市道部」からなる一連の範囲となる。」

２- ３　酒造人・竹内家と経営形態

(1) 酒造組合員名簿

埼玉県酒造組合発行の酒造組合員名簿が『埼玉県酒造組合誌（大正 10 年』(埼玉県酒造組合 1921) の中にある。同誌には明治 23（1890）年 12 月発足の酒造組合規約に続けて、「当時における組合員住所氏名を挙げる」として、明治 25（1892）年当時の県下全組合員の氏名が支部毎に列記されている [17]。発足準備中の酒造組合の依頼により県が調査を行い、「狭

第１表　「埼玉県酒造組合規約　添付：組合員住所・氏名－明治２５年」（抜粋）

※前年の M22 ／４の町村合併のより、下新倉村は白子村となっている。

志木支部員	新座郡白子村大字下新倉 同　　村大字　同	柳下 平　八 竹内 作次郎

第２表　「埼玉県酒造組合員名簿－明治３３年」（抜粋）

北足立支部員	白子村大字下新倉乙１４８番地 同　村大字　同　１０番地 同　町大字白子・・・	柳下 平八 竹内 元吉 富沢　藤七

小なる区域別の酒造組合の会員」となっていた会員を纏め、明治 25 年 1 月調べとして漏れなく新会員として載せている。明治 25（1892）年・志木支部員として、柳下平八と竹内作次郎の名前がみられる。柳下平八は長泉酒造の酒造人である。竹内作次郎は秀峰酒造の酒造人であるが、「白子村大字下新倉」とあるのみで、酒造蔵所有者・柳下又八との繋がりはこの時点ではみえない。

この点ついて、「埼玉県酒造組合員名簿」(埼玉県酒造組合本部 2002)[18] には「白子村大字下新倉 10 番地竹内元吉」とある。竹内家は作次郎から息子の元吉へと代が替わり、そして、免許鑑札願出書・下書にある「下新倉 10 番地」がここに出てくる。

(2) 酒造の経営

この様に柳下又八の「免許鑑札願出書･下書」にある「埼玉縣武蔵国新座郡下新倉村１０番地」と酒蔵組合員名簿にある竹内元吉の「白子村大字下新倉 10 番地」が合致することから、秀峰酒造は、酒造蔵や諸設備を有しそれを貸出す「酒造蔵貸人の柳下又八」と、米の仕入れ・醸造・販売まで一切を行う「酒造人の竹内作次郎」との間の契約に基づく「越後店」であったことが分る。この点、長泉酒造は越後杜氏を雇って蔵主が経営する「郷店」の形態をとっている。

なお、越後店の契約条項については本稿「3. 文政時代の酒造蔵」にて具体的内容を示す。

2-4　酒造量

(1) 酒造量の記録

酒造量に関しての各資料の内容は以下の通りである。

①：免許鑑札願出書・下書の「標札の図」には製造見込み高として、１２３石とあり、明治 14（1881）年頃には 184.5 石に変更している

②：明治 19（1886）年における下新倉村の清酒醸造高は「下新倉村地誌（明治 20 年)」によると、「清酒生産高 313 石 5 斗 5 升 3 合　輸出地方近邑」[19] とある。

③：『長泉酒蔵調報告書』にあるご当主の話として、「長泉酒造では年間 150 石ほど酒を製造していた」[20] とある。

④：「名称 長泉の酒造」には、長泉の生産石数は約 200 石とある [21]。

(2) 記録から見る酒造能力

これらを考え合わせると、長泉酒蔵と秀峰酒造は共に 185 石、合わせると 370 石程度の醸造能力を有しており、明治 19 年の実醸造高が、313 石 5 斗となったのではなかろうか。

何れにしても秀峰酒造は当初（明治 7（1874）年）には 123 石造りであったものを、明治 14 年頃には 184 石造りとしている。

(3) 小結

秀峰酒造が造石量を増やした経緯を考えると、次の様な一つの見方ができる。

まず、長泉酒造は蔵が長嶋にあった時代、あるいは明治 10（1877）年頃に酒造蔵の移転を行なった頃に設備規模を 123 石造りから、184 石に増やしたのではなかろうか。これには明治４（1871）年に造石量が自由になったという背景がある。この点について、前記・長泉酒造の建物調査の報告として「酒蔵主屋の北側と南側部分は、元は別々の建物であったものを、この地に移築されたときに接続したか、移築前にすでにこのように改造されていた可能性がある」[22] とあることから推測するものである。

一方、柳下與市は明治 6 年からの酒造設備の準備を進めるに当り、柳下一族である長泉酒造を参考に 123 石造りとして設備を設けたが、息子の又八は長泉酒造の設備規模拡大の動きに追随して、123 石造りを 184 石造りとしたのではなかろうか。

この結果、両酒造共設備能力としては 184 石となるが、実際は 150 ～ 160 石程度を醸造しており、この結果が、地誌にある「生産高 313 石」に結びついていくとするものである。

2-５　秀峰酒造の移転

浅久保の地において明治７（1876）年に酒造を始めた秀峰酒造であるが、その後成増の地へ移転している。移転の時期に関しても確たる資料はなく、推測となる。

成増の酒造用土地（北豊島郡赤塚滝川原45･400 坪）の取得が明治 34 年（1901）１月（登記簿）であり、「成増新田宿・武内商店」の引札[23]には明治 35（1902）年の暦が印刷されている。「秀峰酒造の成増への移転は明治３４年」とみて良いであろう。

この成増への移転に関しては、次の「３．文政時代の酒造蔵」に示す越後店の契約によると、「契約中の 10 か年の間は貸し人側から立ち退きの要請はしない。ただし、酒造人側にて商売が不調の場合には何時でも引払うことができる」とあるが、秀峰酒造の酒造は明治７年からと考えられ、酒造開始から２７年経過した頃となり、10 か年契約とは合致しない。

移転の理由として、移転先の成増の地を思いがけずに入手することが出来、そこは、米の仕入れ・精米、酒の販売などの運搬に大きな支障となっていた大坂やくらやみ坂の難所を通ることなく、また、洗米などに要する大量の水も井戸水ではなく白子の湧水を使用できるなど立地上有利な点が挙げられることから、移転に至ったものと推測される。

また、成増の土地を入手した秀峰酒造は移転に際して浅久保の酒造地内の酒造蔵など建物の購入・移築の案を持出し、移転の代償として酒造地の半分（西浅久保 1782―2・348 坪）を購入したとも思える。ちなみに、明治 34 年 12 月に購入した浅久保の土地は、翌 35 年３月には別人に売却している。特に必要として購入した土地では無い訳である。この点に関して浅久保で土地や蔵の所有者になろうとして取り掛かり始めたとの見方もできる。

成増へ移転した秀峰酒造であるが、昭和 30 年代には廃業している。「諸道具は板橋区郷土資料館に寄贈されました」[24]とあるが、同資料館調べによると酒造規模を示すようなものは寄贈されていない。

2-６　秀峰酒造の記録

廃業の直前であろうか、『日本醸造協会誌』に同協会の雑誌編集者が同酒造を訪問した際の記事が掲載されている[25]。参考までに記しておく。

「酒屋さん曰く「・・・・？」東京都・埼玉県の巻」 vol.52(1957) №５－昭和 32 年－

①会社名：秀峰酒造株式会社
②社　長：竹内 想作（大正１４年生れ）
　　４代目
③創　業：竹内作次郎　慶応２年（1866）
④酒造庫：明治末 成増へ建てた。
　新築庫：昭和３１年 白いコンクリート造りの庫に建替え。費用は1,１７０万円
延床面積：250 坪、１階：139 坪、
　　２階：111 坪
⑤造石高：355 石
⑥従業員：杜氏が１人、蔵人が６人
⑦休　業：戦時中は休止していた。
⑧酒造絵：（江戸時代の酒造絵が掲載されている）
⑨水　　：水は道を隔てた「多聞酒造」から引いていた。

ここから、秀峰酒造は竹内家の出身地である新潟の地において慶応２年に創業、明治７年になってから下新倉村の浅久保に移転、後に成増へ再移転したこととなる。造石高は浅久保での 160 石程度から 355 石迄増えている。

なお、文献に記載のある「多聞酒造」は、多聞興業として大正９(1920) 年に関西の西宮で創業、その後昭和５(1930) 年に多聞酒造と改名、平成４（1992）年) に倒産している。多聞酒造東京工場は板橋区成増４５番地においていた。この地番は秀峰酒造と同じであり、秀峰酒造の敷地内の道を隔てて夫々の蔵があったことを示している。

秀峰酒造の創業が慶応２（1866）年とある点に関しては、慶応３（1867）年に「越後の醸酒家一同が松王社の神徳を崇め、共に家業の繁栄を願う」として、その姓名を神前に奉納している[26]。そこには合わせて 789 軒の酒造家の名前が記されている。

内訳は、
①三島郡：73 軒、②蒲原郡：241 軒
③岩船郡：57 軒、④魚沼郡：74 軒
⑤古志郡：48 軒、⑥刈羽郡：72 軒
⑦頚城郡：224 軒である。

このうち、竹内姓と分かるのは頚城郡紡金の「竹内庄右衛門」のみである。竹内（秀峰）酒造との関連は不明である。ただし、竹内「作次郎」の名前より次男であると思われ、「竹内庄右衛門酒造」から独立して浅久保へ出て来たとの見方はできる。

銘柄が示されているのは全体で２軒のみであり、「秀峰」あるいは成増での引札に見られ「越海」の銘柄は見られなかった。

３．文政時代の酒造蔵

下新倉村における明治時代の酒造家について記してきたが、今では更にその痕跡を探すことのできない文政時代において下新倉村で酒造が行われていたことを示す古文書「為取替議定證文之事（酒造蔵諸道具貸与ニ付）」が埼玉県立文書館に寄贈されている[27]。

下新倉村の酒造蔵貸し人の「平蔵」と、越後国頸城郡潟町の酒造人である「子之助」が文政５（1822）年に酒造蔵の貸借に関して交わした証文であり、仲介人であった入間郡平山村（現：入間郡毛呂山町）の平山家に残されていた文書である。同文書２葉の一部の前段と後段を第６図に示す。

(1) 議定証文書内容

議定証文書の内容は８項目からなっており、要約すると以下のとおりとなる。

① 平蔵所持の酒造蔵と諸道具を午年（文政５（1822）年）８月から辰年（天保３（1832）年までの 10 か年契約で貸出す。
貸金は年当たりの運上金２分と諸道具損料の５両、併せて５両２分として、半金を 10 月に、残りを３月に支払うこと。
② 蔵と添え家の修復は平蔵側にて普請する。
③ 蔵に付属の諸道具は帳面に記載してあるので、引払う際には返すこと。
④ 酒造の商売に関しては酒造人側の自由である。
⑤ 台風などにより蔵・諸道具が大破した際には、平蔵側の損失とする。
⑥契約中の１０か年の間は貸し人側から立ち退きの要請はしない。ただし、酒造人側に



第６図　爲取替議定証文之事（部分）（註 27 の文献より）

て商売が不調の場合には何時でも引払うことができる。

⑦ 酒造人側にて酒造道具を新規に用意した物は、引払う際に引取ることができ、その際の人馬の通行は自由である。

⑧ 帳面・印鑑とも酒造人の名前につき、売掛けの取立ては酒造人側にて行うこと。右の通り、証人・世話人・立合いのもと議定したので、後証の為、証文に押印する。

文政５年８月　武州新座郡下新倉村
酒造蔵貸し人　平　蔵
同州　同郡　同 村
親類証人　平次郎
越後国頸城郡潟町　子之助殿

(2) 議定証文書内容の考察

①下新倉村での長泉酒造及び秀峰酒造による酒造の開始は、前記した様にそれぞれ慶応時代と明治時代になってからのことである。この文書にはそれ以前の文政５（1822）年、下新倉村にて酒造が行われていたことを示している。

②杜氏の出身地は越後国頸城郡潟町とある。頸城郡は明治 12（1879）年に、東頸城・中頸城・西頸城郡に分かれており、潟町は中頸城郡に所属し、現在の上越市大潟区潟町となる。長泉酒造では、「杜氏は、新潟県の中頸城郡の人」[28] とされている。

③ここに酒造蔵貸し人と杜氏との間における賃貸借の内容が記されているが、間に斡旋者である平山家が介在している。地域が離れた者同士の直接交渉は難しく、この様な仲介者による契約形態が一般的に行われていたのではなかろうか。とすると、この契約条項・内容は越後店の一般的な契約内容を示すものではないかとも推測できる。

④第1項より、貸主側は幕府への運上金と蔵・諸道具の損料のみの計５両２分を受取り、第４項からは、借主側は酒造米の買付から酒造、そして販売まで実施するとしている。いわゆる「越後店」であり、酒造株は貸主がもっており、借主側は酒造蔵の経営を行っていたことが分かる。

第３表　平蔵と平次郎 時系列表

【議定書1822 ▼（文政５年）】

＊1	＊2	＊3	＊4	＊5	＊6	＊7	＊8	＊9
享和2年	享和3年	文化14年	文政2年	文政4年		文政9年	文政10年	慶応2年
1802	1803	1817	1819	1821		1826	1827	1866
芝 平蔵	芝 平蔵	李右衛門組 平蔵	李右衛門組 平五郎 (父・平蔵)		船持 平五郎代 平次郎	柴宮河岸舟問屋 平五郎代 倅・平次郎	→	芝宮問屋 平次郎
平蔵	→	嘉右衛門組 平蔵		浅久保組 平蔵				
		織右衛門	→			→	居酒屋渡世 織右衛門	

＊1「下新倉村村入用取立帳」（享和２年１２月 -1802）(和光市教育委員会 1982) (259-267)

＊2「下新倉村広沢原雑丹袋新田検地帳」（享和３年６月 -1803）　(558-570)

＊3「下新倉村村入用帳」（文化１４年６月 -1817）267　(274-)

＊4「下新倉村人別改帳」（文政２年６月 -1819）　(346-351)

＊5「下新倉村名主跡役願書」（文政４年４月 -1821）　(731-732)

＊6「下新倉村船問屋争論裁許御請証文」（文政４年１２月 -1821）　(275-277)

＊7「柴宮河岸問屋議定に付訴訟取下げ願書」（文政９年４月 -1826）　(726-729)

＊8「下新倉村農間渡世書上帳」（文政１０年９月 -1827）　(388-389)

＊9「下新倉村貧徒暴賊打毀値難見舞受記」（慶応２年６月 -1866）　(396-403)

⑤この証文書作成の文政５年（1822）は、関東上酒試造が始まった寛政２年（1790）の約３０年後のことであり、酒造米石高の分割により当初１１軒[29]の酒造家が多くなっている時期である。この文書からはこの契約が新規の契約なのか、更新契約なのか分からず、この蔵の酒造開始の年代は特定できない。

(3) 酒造蔵貸人・平蔵と親類証人・平次郎

文政５年前後の下新倉村の文書関係突き合わせたものが第３表である。この表から読み取ることができる内容は以下のとおりである。

【平蔵】

享和２年（1802)、下新倉村村入用取立帳」(＊1) および、文化 14 年（1817）の「下新倉村村入用帳」（＊3）によると、下新倉村には平蔵は二人いた。

一人は「芝の平蔵」である。芝の場所は分からないが柴宮の辺りではなかろうか？芝の平蔵は、文化 14 年にある杢右衛門組と思われる。この平蔵は議定証文書取交し３年前の文政２年（1819）には、「下新倉村人別改帳」(＊4) において倅の平五郎に家督を譲っており、証文書に平蔵の名前が表に出てくることはない。残る「嘉右衛門組の平蔵」、上記「下新倉村人別改帳」は杢右衛門組のものであり、嘉右衛門組については分からない。文政４年（1821）　に出て来る「浅久保の平蔵」と同一人物の可能性はあるが、組が異なることから別人と思われる。

また、文政４年（1821）の「下新倉村名主跡役願書」(＊5) に出てくる「浅久保の平蔵」、ここに出てくる平蔵は議定証文書取交しの前年であり、他に平蔵が見当たらないことから、酒造貸人の平蔵は浅久保の平蔵であると推測して間違いはないであろう。

【平次郎】

文政４年の「下新倉村船問屋争論裁許御請証文」(＊6) に「舟持平五郎煩ニ付代・平次郎」が出てくる。父親が病のために、倅の平次郎が代りを務めている訳であるが、この平次郎が年代的に親類証人の平次郎とみて間違いないであろう。

以上をまとめると、為取替議定証文書の「酒造貸人・平蔵」と「保証人・平次郎」は以下の様になる。

①酒造貸人の平蔵は、「浅久保で百姓の平蔵」である。

②保証人の平次郎は、「柴宮で船問屋の平次郎」である。

(4) 文政の酒造蔵のその後

ここに出て来る酒造蔵は江戸時代、浅久保の平蔵所有の地にあった。そして、明治になってからは秀峰酒造がやはり同じ浅久保の地で酒造を行っていた。

一般的に酒造蔵を建てられるのは名主や豪農であり多くはない。これらのことから、時代は離れているがこの二つの蔵は同一の場所に建っていたのではないかとの考えが出てくる。

文政５年（1822）から 37 年後となる安政６年（1859）越後国の領主が「年々関東諸方への酒造稼ぎにおいて、店持ちの者が多分に出ている。これらの者に対して国元の酒造家に準じて冥加金を納める様に」[30]との通達が出された。

その結果、酒造の出稼ぎ者 452 名の上納があった。そこには、名前と出身地、上納日と金額、併せて出稼ぎ先の村・屋号が記されている。これを出稼ぎ先別に見てみると、武州：218 名、上州：153 名、野州：61 名、下総：９名、他に相州・常州・不明の 13 名となる。

このうち、子之助の出身地である潟町関係をみると、出身者は 16 名見られるが、下新倉村への出稼ぎ者は一人も居なかった。文政時に浅久保にあった、子之助の店は廃業あるいは休業していたのであろう。

また、その翌、万延元年（1860）の下新倉村に関する古文書「御用留　万延元年八月　下新倉村」（埼玉県立文書館　飯島家文書）がある。この中に、「百姓與市所持の畑先往還端ニ而行倒人有之」とある。浅久保の百姓・與市が往還（川越街道）に面して所有する畑の前で行倒人出たということである。

一方、浅久保で酒造を始めた與市は明治８年（1875）に 45 歳で亡くなっており、万延元年

時点では 30 歳となる。そして、酒造を行っていた場所は当時の川越街道に接しており、明治時代の資料となるが「土地所有者名寄帳」によると與市が川越街道に接して畑地を持っていたのはこの酒造用地のみである。

これらのことから、万延元年（1860）に行倒人が出た場所と酒造用地の場所は同じ場所であると思われ、明治７年（1874）酒造蔵の場所は、万延元年時点では畑地であり、この面からもそれ以前の文政５年（1822）の酒造蔵との関係は無いものと思われる。

したがって、浅久保にあった、文政の子之助の酒造と明治の秀峰酒造との間の関連は無いものと考えられる。

４．振り返って

平成元年発足の「和光市古文書研究会」において「為取替議定証文之事（酒造蔵諸道具貸与ニ付）」を目にしたのは、今から８年前の平成２３年であった。そこに記されている「文政五年の酒造貸人・平蔵と親類証人・平次郎は下新倉村の何処の誰であろうか」ということに、和光市住人として単純な好奇心から酒造に関しての調べが始まった。

当初、和光市の酒造としては『長泉酒蔵調査報告書』ある長泉酒造しか頭にはなく、同酒造に関係する人達であろうとの思い込みから長嶋・柳下家の歴代調べから始まった。調べを進める中、明治時代に浅久保に秀峰酒造があったことが分かる。しかし、その具体的な酒造蔵の場所についての資料が見当たらず、更には長泉酒造の創業が江戸時代なのか明治になってからなのかがはっきりとしないために、全体の筋書きが纏まらず浅久保の「平蔵」に辿りつくまでに大分、時間を要した。

そのような状況の中、「和光市歴史と文化を学ぶ会」の副島氏から、土支田の本橋氏が地元を調査する中で「秀峰酒造の存在」を確信できる情報を得られたとの話を頂き、同氏から内容を伺うことができた。これに基づき、漸く調査を前進させることができるようになった。しかし、追加の確認・調査が必要となり、更に時間を要した。今回の成果をまとめると以下のとおりとなる。

①：長泉酒造の創業に関して、従来はっきりしていなかったものを、確定はできないが、「御受（酒造鑑札）」文書により、「長泉酒造の創業は慶応３（1867）年」ではなかろうかと推測した。
②：秀峰酒造の浅久保での醸造に関しては、直接的な資料が無く、又、ご当家である竹内家には浅久保での醸造が伝承されておらず、推測する部分が多く、すっきりとした内容とはなっていない。しかし、秀峰酒造が成増で醸造を行う以前は、浅久保の地で醸造を行っていたこと、酒造蔵の持ち主は浅久保の柳下又八であり、その場所は現在の「和光市中央１－２から丸山台２－21」に亘る地域であること、酒造人は秀峰酒造の竹内家であり、醸造の開始は明治７年であり、明治 34（1901）年には成増へ移転したものと考えた。
③：酒造調査関係の文書として発端である「爲取替議定証文之事（酒造蔵諸道具貸与ニ付）」については、江戸期文政時代に下新倉村で清酒造が行われていて、文書の中の下新倉村の平蔵と平次郎をそれぞれ浅久保と芝の人物であるとした。しかし､酒造場所は浅久保と思われるが､推測には至らなかった。
④：「御受（酒造鑑札）」文書については、下新倉村の名主である吹上の柳下治太夫が慶応３年に清酒造の鑑札を受ける際に提出したもので、長泉酒造の創業に係るものであろうと推測した。なお、この文書の解読に際しては、当時の NHK 学園・古文書講座の堀講師に指導を頂いた。
⑤：「酒造に関する諸様式の綴」においては、内容的なものは含まれていないとして見過ごしていたが、そこには、秀峰酒造の竹内家の住所が酒造蔵の所在地となっており、さらに、聴き取り調査の結果、酒造地の土地所有者である柳下又八の名がやはりそこに記されていることなどから、秀峰酒造へ貸出す酒造蔵に係る免許鑑

札を願い出た際の下書きであろうと推測した。更には下書きを裏付ける又八の先代・與市の金石文を見つけることができ、又八の酒造を確信すると共に、創業は明治７年、與市によるものとした。

これまでの内容に対して、まだまだ埋もれている資料や残されている言伝えなどがあるものと思う。新たな資料・事実が判明した時点でこの内容を修正あるいは補強していく必要があると考えている。

＜註＞

1. 和光市教育委員会 1999『長泉酒蔵調査報告書』（和光市教育委員会 2004『和光市建造物長泉酒蔵・長屋門・代官屋敷調査報告書』に所収。以下、ページ数の引用は 2004 年版による。）
2. 前掲 1,p10
3. 前掲 1,p13
4. 前掲 1,p15
5. 前掲 1,p14
6. 前掲 1,p15
7. 前掲 1,p24-25
8. 前掲 1,p10
9. 前掲 1,p9、p13
10. 前掲 1,p10
11. 和光市教育委員会 1987『和光市史下巻』p51-52
12. 前掲 1,p40
13.「清酒濁酒醤油鑑札収与並ニ収税方法規則」(太政官布告第 389 号)　明治 4 年 7 月
14. 白子川汚濁対策協議会 1994『白子川を知っていますか』p58-59
15.「土地名寄帳」。課税対象となる土地を所有者ごとに一覧にしたもの。現在では「固定資産台帳」となっている。
16.「旧土地台帳」 明治 22 年（1889）にそれまでの地券が廃止され、土地台帳制度に移行したものであるが、この台帳も昭和 35 年（1960）に閉鎖され、現在は旧土地台帳として法務局に残されている。当時の地形・所有者を知り得る貴重な資料である。
17. 埼玉県酒造組合 1921「酒造組合之沿革並に組織」『埼玉県酒造組合誌』p266-289
18. 埼玉県酒造組合本部 2002「埼玉県酒造組合員名簿（明治 33 年 1 月現在）」『明治後期産業発達史資料第 12 期府県産業編（ix）』633　龍渓書舎 p1-7
19.「下新倉村地誌」（和光市 1984『和光市史史料編三近代』所収 ,p127-129
20. 前掲 1,p14
21. 和光市教育委員会 1978「名称 長泉の酒蔵」『文化財をたずねて』p10
22. 前掲 1,p24
23. 小松寿治 2013「近代 ムラから街へ」『地域シリーズあかつか』板橋区郷土資料館 ,p48
24. 前掲 14,p58-59
25. 日本酒造協会雑誌編集部 1957「酒屋さん曰く（・・・？）」『日本醸造協会雑誌』52 巻 5 号 , 日本醸造協会 ,p30-35
26. 吉川町史編纂委員会 1993「越後醸酒家一覧」『吉川町史資料集第 3・4 集合本』吉川町教育委員会 ,p283-299
27. 埼玉県立図書館 1984「武蔵国入間郡平山村平山家文書目録（為取替議定証文之事（酒造蔵書道具貸与ニ付））」『近世史料所在調査報告書 3』埼玉県立文書館
28. 前掲 1,p14
29. 前掲 27
寛政 2 年 (1790) 地元の有力酒造家 11 軒を集めて上製諸白 (もろはく) 酒製造の相談を行い、幕府所有米 14,700 石を貸し与えて良酒 3 万樽の製造を命じ、造られた酒が「関東上酒御免酒」である。
30. 吉川町史編集委員会 1993「酒造出稼店役御冥加上納金記帳」『吉川町史資料集第 3・4 集合本』吉川町教育委員会 ,p312-328

＜引用・参考文献＞

小松 寿治 2013「近代 ムラから街へ」『地域シリーズあかつか』板橋区立郷土資料 p48
埼玉県 1990「酒造」『新編 埼玉県史 資料編 16 近世 7 産業』埼玉県 p615 ～ 654
埼玉県酒造組合 1921「酒造組合之沿革並に組織」『埼玉県酒造組合誌』埼玉県酒造組合 p 266 ～ 289
埼玉県酒造組合本部 2002「埼玉県酒造組合員名簿（明治 33 年 1 月現在）」『明治後期産業発達史資料第 12 期府県産業編（ix）』633 龍渓書舎 p 1 ～ 7
埼玉県立図書館 1984「武蔵国入間郡平山村平山家文

書目録「(為取替議定証文之事（酒造蔵諸道具貸与ニ付)」『近世史料所在調査報告書 3』埼玉県立文書館
埼玉県立文書館　飯島徳蔵氏収集 479「御用留」万延元年 8 月　新座郡下新倉村
日本醸造協会雑誌 編集部 1957「酒屋さん　　曰く(・・・？)」『日本醸造協会雑誌』52 巻 5 号 日本醸造協会 p 30 ～ 35
保谷市総務部防災課（他）1994「白子川下流の清酒と醸造」『白子川を知っていますか』白子川汚濁防止対策協議会 p 58 ～ 59
山田 正一 1958「巡回（下)」『日本醸造協会雑誌』53 巻 5 号 日本醸造協会 p 12 ～ 14
吉川町史編集委員会 1993「越後醸酒家一覧」『吉川町史資料集第 3・4 集合本』吉川町教育委員会 p 283 ～ 299
吉川町史編集委員会 1993「酒蔵出稼店役御冥加上納金記帳」『吉川町史資料集第 3・4集合本』吉川町教育委員会 p 312 ～ 328
和光市 1982「下新倉村名主跡役願書」『和光市史 史料編二 近世』和光市 p 275 ～ 277
和光市 1982「下新倉村船問屋争論裁許御請証文」『和光市史 史料編二 近世』和光市 p 731-732
和光市 1984「下新倉村地誌」『和光市史 料編三 近代』和光市 p 127 ～ 129
和光市教育委員会 1978「名称 長泉の酒蔵」『文化財をたずねて』和光市教育委員会 p 10
和光市教育委員会 1999(2004)「長泉酒蔵調査報告書」『和光市のむかし 和光市建造物長泉酒蔵・長屋門・代官屋敷』和光市 p 10-15、24 ～ 25、40
和光市教育委員会 2001(2004)「長屋門調査報告書」『和光市のむかし 和光市建造物長泉酒蔵・長屋門・代官屋敷』和光市
和光市教育委員会 1987「村会の成立－自由党と改進党－」『和光市史 通史編』下巻　和光市 p 51 ～ 52
和光市史編さん室 1980「栁下廓次家文書 御受（酒造鑑札)」『和光市史編さん資料 1 文書目録 Ⅰ』和光市
和光市史編さん室 1980「栁下 源太郎家文　　書（酒造に関する諸届出様式の綴)」『和光市史編さん資料 1 文書目録 Ⅰ』和光市
和光市史編さん室 1980「土地所有者名寄帳 新座郡下新倉村」『和光市史編さん資料 3 文書目録 Ⅱ』和光市

なみき　みのる（和光市文化財保護委員）

【調査報告】

和光市内所在富士塚調査中間報告

野澤均　相田由莉　江口やよい
大内一雄　坂口由加里　田中由美

１．はじめに

和光市内には、民間信仰資料として貴重な富士塚（下新倉富士塚・白子富士塚・浅久保富士塚）が３基存在している。概要は、『和光市史　民俗編』や民俗報告書などで触れられているが詳細については不明な点が多い。そのため今回和光市教育委員会では、これら富士塚の実態を解明し、将来文化財として保存していけるように調査を実施した。調査の方法は、富士塚自体の測量調査を実施するとともに、富士講によって造立された記念碑等について碑面の採拓・法量の採寸を行い、台帳を作成した。調査期間は、下新倉富士塚は平成29年７～８月・令和３年11月、白子富士塚は令和２年10月から令和３年５月である。浅久保富士塚については、令和４年度中に実施予定である。

そこで今回の中間報告では、白子富士塚と下新倉富士塚について現在まで解明できた部分について報告する。詳細は、浅久保富士塚調査終了後報告する予定である。

２．富士塚とは

富士塚とは、従来の解釈では、富士講により構築されたもので富士山を模し、登拝することで富士山に登山するのと同等の利益があるとされていた。いわゆる「模倣富士山」とされるものである。

しかし、近年の研究では、このような富士講構築の富士塚以外にも

①自然丘を富士山に見立てた小型富士
②富士講以外の人々により構築された富士塚
③富士講によって築かれた富士塚

などいくつかの種類があることが解明されてきた。

①小型富士は、山頂に富士浅間神社を勧進した物などがあり、一概に富士講と結びつくものではなかったようだ。県内では、深谷市や小川町に仙元山が存在するが、これらがその例と考えられる。

②富士講以外の人々により構築された富士塚は、遥拝所・みそぎの場や富士浅間神社の勧進場所として利用されていたものと考えられる。

和光市に残る３基の富士塚は、このうち③富士講によって築かれた富士塚である。

３．和光市内の富士塚研究史

市内の富士塚は、明治時代以後の構築であることから近世の地誌類には掲載されていないが、『武蔵国郡村誌』や『武蔵野歴史地理』などの近代地誌類には、下新倉の浅間神社や白子の富士塚について記されるようになる。

和光市内の富士塚が学術誌に掲載されたのは、昭和36年８月に刊行された『あしなか』第74号の園尾哲郎氏による「新倉付近の富士塚」が初出であろう。ただし本論文は、『あしなか』を発行する山村民俗の会を主宰する岩科小一郎氏の書簡に答えた返信が掲載されたもので、「下新倉地内の富士山」、「白子の富士山」、「浅久保の富士山」が簡単に紹介されているに留まる。浅久保の富士山に関しては、「近年、地主が土地を売ってしまったので、取りこわしたが、講中の人々が土地を寄進して再建」したことや、かつては「毎年六月十五日にお神酒を備えて講中の人が参拝する」ことや、「七鳥居まいりとかで、七つの富士山を参ると下の病気にかからないとかで、参拝する人も多かったが、最近はだれもこない」ことなどの聞き書きが添えられている[1]。

昭和54年に刊行された『山岳宗教叢書』第８巻「日光山と関東の修験道」に収録された平

野栄次氏「武蔵野の富士講」では､「三　丸吉講」の項目で下新倉富士と新倉富士（浅久保富士塚か）が紹介され、富士塚一覧で市内の富士塚が白子富士を加え３基記されている[2]。

昭和 55 年初出の『月刊　文化財』第 202 号（『民衆宗教叢書』第 16 巻「富士浅間信仰」再録）の平野栄次氏「富士と民俗 - 富士塚をめぐって -」では､「二　富士塚築造の流行」の項目で「旧新座郡の地域、和光・新座・朝霞・志木の四市の地域だけで、五基が築造されている」ことが記されている[3]。

昭和 55 年刊行の『埼玉民俗』第 10 号の赤石光資氏「埼玉県内の富士（浅間）塚・浅間神社」では、『武蔵国郡村誌』掲載の下新倉の浅間神社及び市内の所在の３基の富士塚が紹介されている[4]。

平成８年刊行の富士市立博物館編『富士塚調査報告書』所収「埼玉県の富士山信仰と富士塚」には､丸滝講築造富士塚として白子富士塚、丸吉講築造富士塚として下新倉富士塚・浅久保富士塚が紹介されている[5]。

和光市の刊行物としては、

昭和 55 年３月 31 日に『上新倉の民俗』

昭和 56 年３月 31 日に『下新倉の民俗』

昭和 57 年３月 11 日に『白子の民俗』

昭和 58 年３月 30 日に『和光市史　民俗編』がそれぞれ刊行されている。

『上新倉の民俗』では、「Ⅵ　信仰　3. 講」の中で上新倉の富士講に触れ、かつての活動内容を紹介しているが、「この富士講では富士塚は築いていない。」としている[6]。

『下新倉の民俗』では、「Ⅵ　信仰　3. 講」の中で下新倉の富士講を紹介し、下新倉氷川八幡社に奉られる富士嶽神社は慶長年間に勧進されたものとする伝承を紹介する[7]。

浅久保富士塚については、昭和 44 年に「現在の公民館ができたのだが、その時、この浅間様の富士塚も地ならしをしてなくなってしまった。」と報告しているが[8]、これが事実であるならば、昭和 33 年[9]以外にも浅久保の富士塚は破壊されていたことになる。

『白子の民俗』では、「Ⅵ　信仰　3. 講」の中で白子の富士講について紹介し、この講が丸瀧講であること、創始者が初代富澤繁右衛門であること、白子富士塚の紹介が掲載されている。丸瀧講の白子への伝播については、「江戸の神田あたりへ白子宿から出かけ交流があったため」と推測している[10]。この見解に対し、中嶋信彰氏の「瀬崎の「富士行」」では、瀬崎に丸瀧講が伝播した理由を江戸からのさらし業者の移住に求める説を紹介した後、和光市の丸瀧講について「白子もまた染物の型紙を通じて伊勢国の白子と関係があった。富士講では同業者を媒介に展開する傾向がある」[11]とし、丸瀧講の白子への伝播についての在り方を示唆されている。

『和光市史　民俗編』では、「第三編　第二章　第二節　講と代参講」のなかで市内の富士講をまとめ丸吉講・丸瀧講が紹介され、３基の富士塚について解説されている[12]。

４．下新倉富士塚

下新倉富士塚は、下新倉氷川八幡神社の境内に所在する。築造地は台地上の平坦面で、この平坦面に土を積み上げ構築されたものである。

富士塚の築造時期は、塚の参道に造立されている富嶽誌 (台帳番号 1-8) から明治４年に丸吉講下新倉講社により築造されたことが分かる。

しかし、山頂の神名碑 (台帳番号 1-10) の再建銘と合わせて考えると、富嶽誌の記述通り慶長年間に勧進した富士浅間神社を嘉永元年に再築し、明治４年に富士塚を築造し、富士嶽神社の祭祀を継続したものと解される。

平面形は、現状ではおよそ径 15m を測る円形を呈し、境内地からの比高はおよそ３ｍである。頂上部には、３ｍほどの幅に平坦面を設け、嘉永元年銘の「浅間太神」の神名碑が建てられ、この碑には「再建」と刻まれている。

現在の参道は、鳥居をくぐった後、

①一直線に山頂を目指す道

②北側をめぐり塚を半周して山頂に至る道

③②ルートから南に折れ②ルートの反対方向に塚を 1/4 周して山頂に至る道

の３ルートが認められるが、当初から存在した参道は、②と③であると考えられる。②は、御中道巡りのルートを模したもの、③は、富士登山北口ルートであろう。

石造物は、今回の調査で 14 基を確認した。主なものは、破損しているが丸彫神猿が 1 対・石祠などがある。神猿は鳥居あるいは鈴原社碑の左右に立てられていたものであろう。石祠は、明治 5 年銘を持つことから当初は山頂に置かれていたものである可能性も指摘される。

石造物の詳細については整理作業終了後に改めて報告する。

5．白子富士塚

白子富士塚は、白子宿の鎮守社である白子熊野神社境内に所在する。築造地は、白子川を臨む崖線の中間地で、西から東に向かって斜面となっている。発掘調査などが実施されないと判然としないが、この斜面を成型して基壇部を造成している可能性もある。

富士塚の築造時期は、塚の参道に造立されている築造碑 (台帳番号 2-7) から明治 3 年に丸瀧講白子講社により築造されたことが分かる。

平面形は、南西部及び東南部に若干の変形が認められるものの当初は一辺およそ 30 ｍを測る正方形を呈していたものと推測される。境内地からの比高はおよそ 10 ｍを測ることから、県内でも比較的大型の富士塚であるといえる。塚の北西部は比較的残りが良いが、北東部はマンションの建築によるものか変形を受け、南東部も輪郭線がはっきりとしていない。東隅部は現状では若干の張り出しと見られる形状を呈するが、塚の変形によりそうみられる可能性もある。ただし、この部分には石祠２棟と鳥居・手水鉢があり、手水鉢には明治 5 年、鳥居には明治 9 年の紀年銘があることから、富士塚築造からすぐには作られていた施設であると考えられる。

富士塚への参道は、白子熊野神社への参道から南に分岐する。富士塚参道入口には、明神鳥居が造立され、左右に神猿を線刻した板石が建てられる。鈴原社を意識したものかもしれない。

現状では頂上へ向かう参道は、東側を回り張り出し状施設から西に向かい山頂に至るルートがとられる。しかし、石碑類は南側斜面に集中すること、昭和期の報告では参道が九十九折となっていることが確認できることから、現在細く残る石碑の周囲を通過する道が元の参道であったものと推定される。

石造物は、市史編さん時の調査の際に確認できたもののうち今回の調査では 1 基が確認できなかったが、45 基を確認した。新たに確認した石碑のうち江戸時代の年号を刻む 1 基 (台帳番号 2-14) は、般若心経万巻供養碑で富士塚造営以前の造立物である。台帳番号 2-22 は、文字類は確認できなかったが烏帽子岩の位置に該当する場所に存在することから、烏帽子岩に見立てられた可能性を考慮し調査対象とした。

石造物の詳細については整理作業終了後に改めて報告する。



下新倉富士塚（下新倉氷川八幡神社）



白子富士塚（白子熊野神社）

６．小結

下新倉富士塚・白子富士塚についてその概要を記してきたが、和光市内では幕末から明治時代には富士講の活発な活動が認められ、市内に3基の富士塚を築造し、その他新倉氷川八幡神社にも富士講碑が造立されている。

また近隣の志木市・新座市・板橋区・練馬区の講社と活発な交流があり、これら地域の富士塚築造の際にはそれぞれの講社が他地域の富士塚に記念碑を造立し、和光市内の富士塚にも他地域の講社の記念碑が築造されていることからも裏付けられよう。

明治期の富士登山の記録として、昭和60年に和光市史編さん室が編集した『地福寺日並記』の明治33年8月1日～4日の項に富士登山の記載が確認できる[13]。

ルートは、

1日　板橋より御殿場まで汽車。それより須走まで馬車。吉田御師小澤速瀬方着。

2日　吉田より富士胎内くぐり。6合5尺小屋小左衛門方泊。

3日　登頂。御鉢巡り。須走へ下山。甲州屋泊。

4日　須走出立。御殿場より新橋へ汽車。

とされている。民俗調査では、昭和時代まで富士登山が行われていたことが確認されており、今回の調査からも和光市域では富士信仰が盛んであったことが理解された。

また、旧上新倉村には、現在の本町・新倉1丁目近辺に富士塚の小字がかつて存在していた[14]。現在は富士塚などの痕跡も無く、近世・近代の地誌類で浅間神社などの存在は確認できない。これは、「2. 富士塚とは」で説明した②富士講以外の人々により構築された富士塚の可能性が示唆される地名と考えられ、中世期には浅間社が祭られていた可能性もある。後考を待って議論される必要があろう。

【註】

1　園尾哲郎　1961「新倉付近の富士塚」『あしなか』第74号 山村民俗の会 (p.12)

2　平野栄次　「武蔵野の富士講」1979『山岳宗教史研究叢書第8巻 日光山と関東の修験道』名著出版 初出 2004『平野栄次著作集Ⅰ 富士信仰と富士講』岩田書院 所収 (p.324・325)

3　平野栄次 「富士と民俗 - 富士塚をめぐって -」1980『月刊 文化財』第202号 第一法規出版 初出 1987『民衆宗教史叢書第16巻 富士浅間信仰』雄山閣出版　所収 (p.99・100)2004『平野栄次著集Ⅰ 富士信仰と富士講』岩田書院 所収 (p.231・232)

4　赤石光資　1980「埼玉県内の富士（浅間）塚・浅間神社」『埼玉民俗』第10号 埼玉民俗の会 (p.90・103)

5　富士塚調査研究委員会編　1996「埼玉県の富士山信仰と富士塚」『富士塚調査報告書』富士市立博物館 (p.126)

6　和光市史編さん室　1980「Ⅵ 信仰　3. 講」『和光市史編さん資料2 上新倉の民俗』和光市 (p.132～134)

7　和光市史編さん室　1981「Ⅵ 信仰　3. 講」『和光市史編さん資料4 下新倉の民俗』和光市 (p.169～171)

8　同上 (p.171)

9　和光市編　1983「付録 石塔・石仏　六 富士講碑 浅久保浅間神社富士講碑 六 -90」『和光市史 民俗編』和光市 (p.861)

10　和光市史編さん室　1982「Ⅵ 信仰　3. 講」『和光市史編さん資料5 白子の民俗』和光市 (p.134)

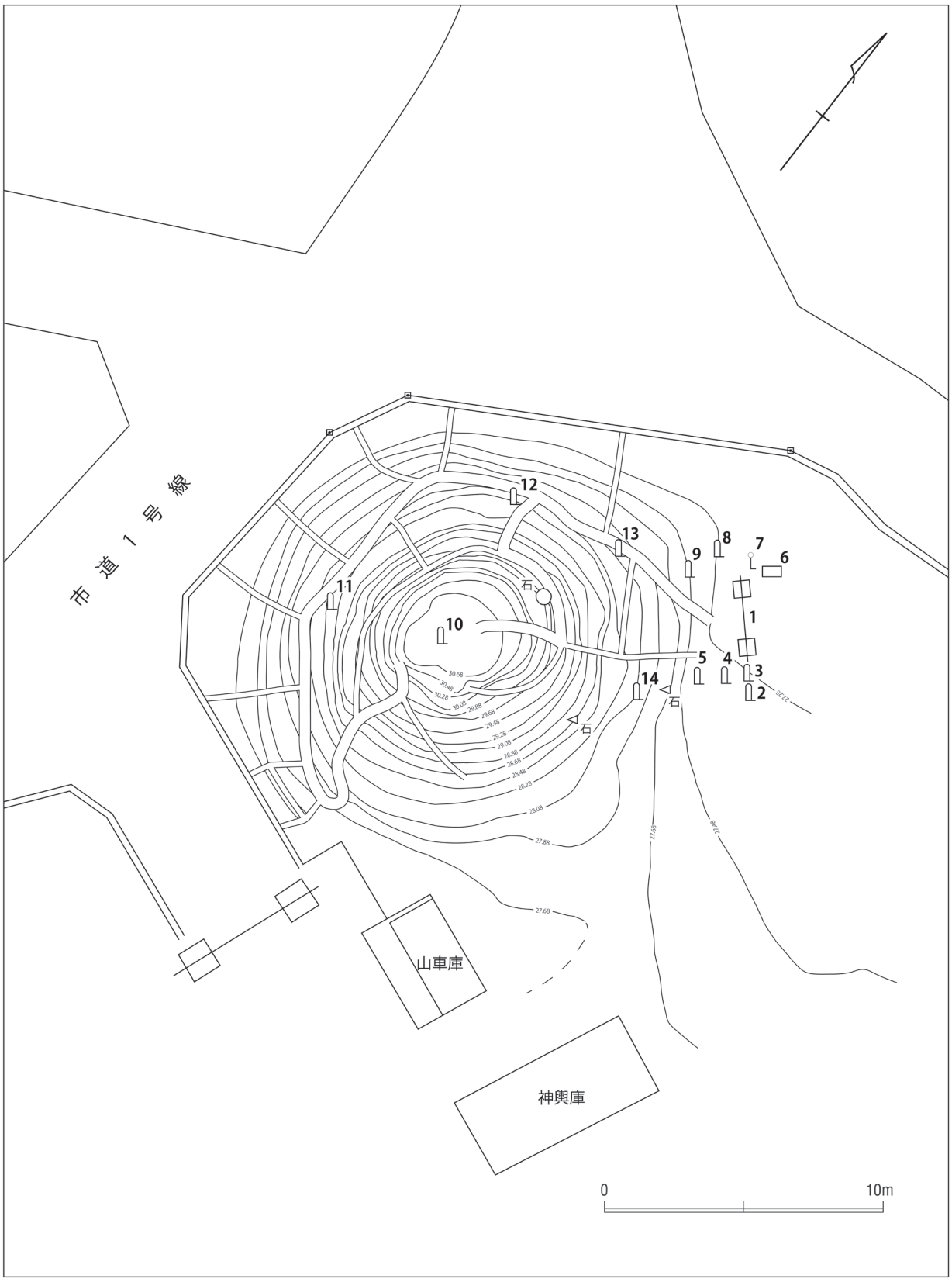
11　中嶋信彰　2014「瀬崎の「富士行」」『草加市の文化財』第30集 (p.9)

12　小花波平六　1983「第三編　第二章　第二節 講と代参講」『和光市史 民俗編』和光市 (p.612～619)

13　和光市史編さん室編　1985『和光市史史料編別集 地福寺日並記』和光市 (p.108)

14　白根多助・吉田清英　1875『武蔵国群村誌』第三巻 武蔵国郡村誌刊行委員会　埼玉県編　1954『武蔵国群村誌』第三巻 (限定版) 埼玉県立図書館 雄文閣 所収 (p.329)

のざわひとし（和光市教育委員会）
あいだ　ゆり（和光市教育委員会）
えぐちやよい（和光市教育委員会）
おおうちかずお（和光市教育委員会）
さかぐち　ゆかり（和光市教育委員会）
たなかゆみ（和光市教育委員会）



下新倉富士塚（下新倉氷川八幡神社）平面図

第１表　下新倉富士塚（下新倉氷川八幡神社）の石碑一覧表

台帳番号	名　称	法量（cm）			形状	石質	備　考
		高さ	幅	厚さ			
1-1	下新倉氷川八幡神社　鳥居	260	410	22	鳥居	安山岩	和光市史(民俗編)　六-40
1-2	下新倉氷川八幡神社　藤森	49	32	5	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-44
1-3	下新倉氷川八幡神社　石祠	40	23	16	柱状	安山岩	
1-4	下新倉氷川八幡神社　登山記念碑（登山三十三度）	97	43	10	板状	片岩	和光市史(民俗編)　六-42
1-5	下新倉氷川八幡神社　登山記念碑（富士登山大願成就）	135	61	12	板状	片岩	和光市史(民俗編)　六-41
1-6	下新倉氷川八幡神社　手水鉢	35	67	44	水盤	安山岩	和光市史(民俗編)　六-38
1-7	下新倉氷川八幡神社　神猿像	47	18	20	彫像石碑	安山岩	
1-8	下新倉氷川八幡神社　歌碑　築山碑	102	85	10	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-37
1-9	下新倉氷川八幡神社　鈴原神社	103	47	10	自然石	片岩	
1-10	下新倉氷川八幡神社　神名碑　浅間太神	155	41	16	板状	片岩	和光市史(民俗編)　六-36
1-11	下新倉氷川八幡神社　御中道大願成就碑	89	65	9	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-39
1-12	下新倉氷川八幡神社　小御嶽石尊	75	54	12	板状	安山岩	
1-13	下新倉氷川八幡神社　同行碑（浅久保同行）	65	70	11	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-43
1-14	下新倉氷川八幡神社　御座石	51	31	7	板状	安山岩	



1-1



1-2



1-3



1-4



1-5



1-6



1-7



1-8



1-9



1-10



1-11



1-12

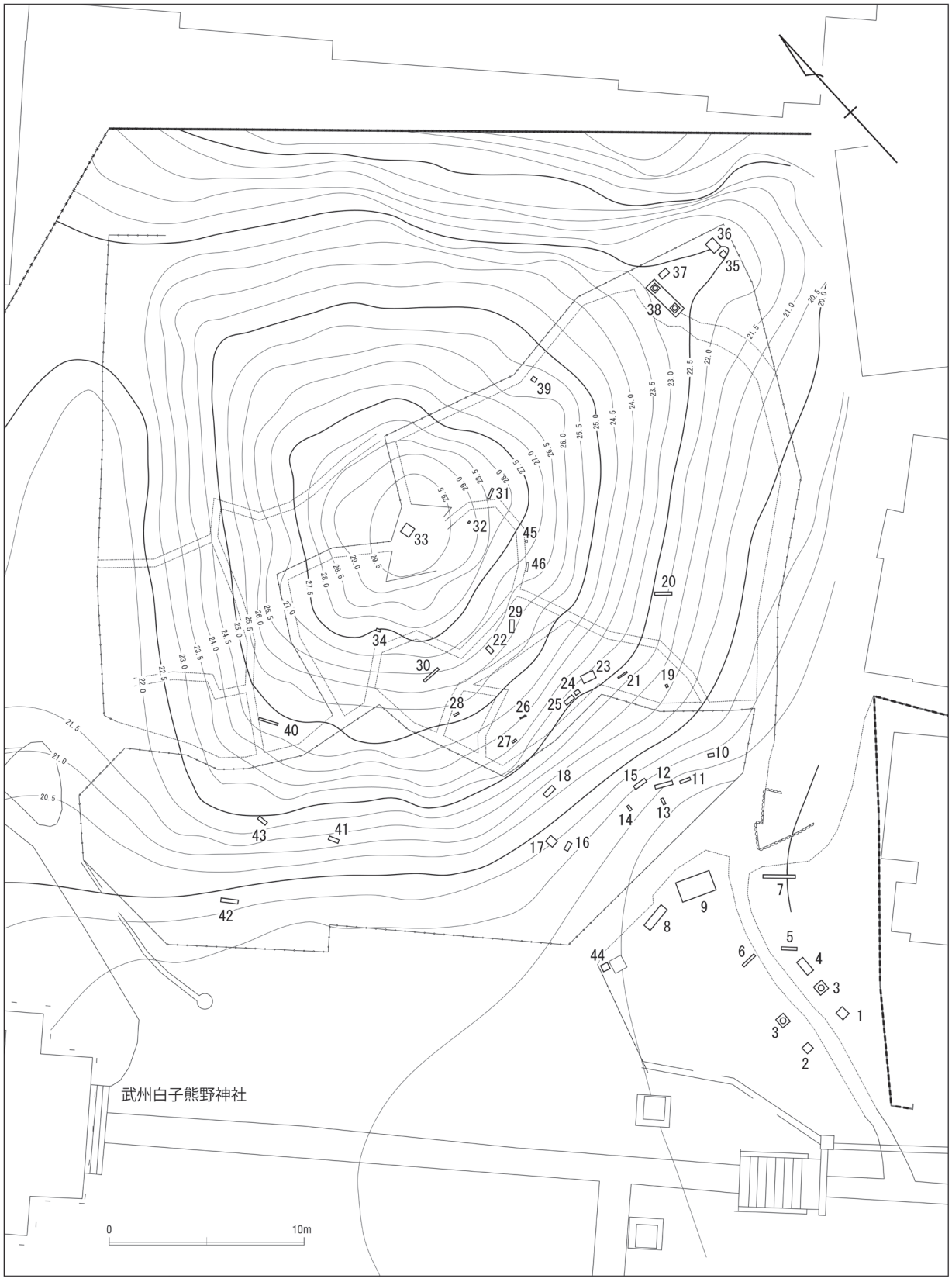


1-13



1-14

下新倉富士塚（下新倉氷川八幡神社）の石碑



白子富士塚（白子熊野神社）平面図

第２表　白子富士塚（白子熊野神社）の石碑一覧表

台帳番号	名　称	法量（cm）			形状	石質	備　考
		高さ	幅	厚さ			
2-1	白子熊野神社　石灯籠（右）	137	42	40	石灯篭	安山岩	和光市史(民俗編)　六-５
2-2	白子熊野神社　石灯籠（左）	137	42	40	石灯篭	安山岩	和光市史(民俗編)　六-５
2-3	白子熊野神社　鳥居（１）	310	400	25	鳥居	安山岩	和光市史(民俗編)　六-25
2-4	白子熊野神社　手水鉢（１）	42	83	42	水盤	安山岩	和光市史(民俗編)　六-４
2-5	白子熊野神社　神猿（右）	85	90	12	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-19
2-6	白子熊野神社　神猿（左）	86	115	14	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-19
2-7	白子熊野神社　築山碑	130	175	20	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-15
2-8	白子熊野神社　登山記念碑（白子環境美化促進協議会）	140	90	17	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-８
2-9	白子熊野神社　丸瀧惣同行碑	200	115	40	自然石	片岩	和光市史(民俗編)　六-14
2-10	白子熊野神社　登山記念碑（登山五十五度）	93	30	20	柱状	花崗岩	和光市史(民俗編)　六-26
2-11	白子熊野神社　登山記念碑（登山三十三度）	130	60	20	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-２
2-12	白子熊野神社　登山記念碑（登嶽三十三度）	140	120	14	板状	玄武岩	和光市史(民俗編)　六-６
2-13	白子熊野神社　七合五勺合目石	32	-	-	柱状	-	未発見　和光市史(民俗編)六-30
2-14	白子熊野神社　心経万巻供養碑	25	15	23	柱状	安山岩	下部欠損
2-15	白子熊野神社　登山記念碑（登山三十三年・三十三度）	160	70	25	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-１
2-16	白子熊野神社　奉納歌碑	65	43	6	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-７
2-17	白子熊野神社　石祠（1）	85	43	40	石祠	安山岩	和光市史(民俗編)　六-35
2-18	白子熊野神社　御座石神社	100	65	23	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-31
2-19	白子熊野神社　三合目合目石	45	11	10	柱状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-29
2-20	白子熊野神社　奉納歌碑	215	90	15	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-９
2-21	白子熊野神社　同行碑（引又　同行）	55	55	7	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-16
2-22	白子熊野神社　烏帽子岩	62	55	15	板状	安山岩	
2-23	白子熊野神社　石祠（5）	95	65	45	石祠	安山岩	和光市史(民俗編)　六-13
2-24	白子熊野神社　同行碑（上赤塚　同行）	62	38	8	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-12
2-25	白子熊野神社　同行碑（西台・徳丸　同行）	57	54	11	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-11
2-26	白子熊野神社　同行碑（田柄　同行）	50	40	12	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-10
2-27	白子熊野神社　奉納碑（冨澤徳次郎）	69	31	6	板状	片岩	和光市史(民俗編)　六-33
2-28	白子熊野神社　同行碑（田柄久保・下練間宿　同行）	40	33	17	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-27
2-29	白子熊野神社　奉納碑（柳下織右衛門）	85	54	27	自然石	片岩	和光市史(民俗編)　六-32
2-30	白子熊野神社　奉納歌碑	138	110	20	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-23
2-31	白子熊野神社　同行碑（駒込・千住　同行）	59	50	7	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-28
2-32	白子熊野神社　九合目合目石	62	13	11	柱状	安山岩	
2-33	白子熊野神社　石祠（4）（山頂　浅間神社）				石祠	安山岩	和光市史(民俗編)　六-３
2-34	白子熊野神社　奉納歌碑	82	15	10	自然石	安山岩	和光市史(民俗編)　六-17
2-35	白子熊野神社　石祠（２）	60	43	25	石祠	安山岩	和光市史(民俗編)　六-20
2-36	白子熊野神社　石祠（３）	104	63	49	石祠	安山岩	和光市史(民俗編)　六-20
2-37	白子熊野神社　手水鉢（２）	44	68	34	水盤	安山岩	和光市史(民俗編)　六-21
2-38	白子熊野神社　鳥居（２）	224	243	65	鳥居	安山岩	和光市史(民俗編)　六-24
2-39	白子熊野神社　雲切不動明王像	72	24	22	彫像石碑	安山岩	和光市史(民俗編)　六-22
2-40	白子熊野神社　宝永山	130	120	7	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-18
2-41	白子熊野神社　同行碑（下新倉　同行）	55	50	11	板状	安山岩	和光市史(民俗編)　六-34
2-42	白子熊野神社　太々御神楽記念碑	220	80	13	板状	安山岩	
2-43	白子熊野神社　同行碑（越後山　同行）	68	35	11	板状	安山岩	
2-44	白子熊野神社　台石	20	38	35	台石	安山岩	
2-45	白子熊野神社　八合五勺合目石	45	12	12	柱状	安山岩	
2-46	白子熊野神社　溶岩１	46	46	9	自然石	溶岩	



2-1



2-2



2-3



2-4



2-5



2-6



2-7



2-8



2-9



2-10



2-11



2-12



2-13



2-14



2-15



2-16

白子富士塚（白子熊野神社）の石碑（１）


2-17


2-18



2-19


2-20


2-21


2-22


2-23



2-24


2-25


2-26


2-27



2-28


2-29


2-30


2-31



2-32

白子富士塚（白子熊野神社）の石碑（２）


2-33


2-34


2-35


2-36


2-37


2-38


2-39


2-40


2-41


2-42


2-43


2-44


2-45


2-46

白子富士塚（白子熊野神社）の石碑（３）

【調査報告】

和光市富士講関連資料の市外所在調査

野澤均　相田由莉　江口やよい
大内一雄　坂口由加里　田中由美

1．はじめに

今回は、市内富士塚調査の基礎調査の一環として市内富士講の人々が各地に残した富士講関連の扁額や石造物などの所在対象物を確認するために実施した。

調査方法は、主に文献から拾い出すことを主とし、解読文などは記されている資料のまま掲載した。必要により写真撮影も行った。また越後山丸吉講の資料についても練馬区と分離が難しいことから掲載することとした。

2．富士山麓の遺産

①富士吉田市に残る和光市内富士講の遺産

扶桑教会

・丸滝講造立碑　明治 12 年 (1879)5 月
武蔵国新座郡白子宿
富沢繁右衛門 [1]



扶桑教会　丸瀧講造立碑

毘沙門屋 佐藤勝利家

・丸吉講造立碑
新倉大々講先達小池増吉 [2]
・先達像 丸吉講 小池生行翁真像 [3]
→群馬県太田市金山町新田金山城跡に同名の先達の像があるが、丸吉講小池生行翁真像との関係は確認出来なかった。

鈴原社

・太々御神楽講記念碑　大正 5 年 (1916) 8 月
白子・越後山 [4]
・丸吉講造立碑　嘉永 7 □年 (1854)6 月
東京府北豊島郡大泉村橋原越後山村田又八
以下名あり [5]

御師筒屋

・丸吉講奉納額 東京成増宝元講五カ年満願成就記念　昭和 21 年 (1946)7 月
白子市場城山・白子宿 [6]

御師槇田家

・越後山丸吉大々講奉納額 登山綿入拾枚保存金参円　明治 41 年 (1908)7 月 [7]
→丸吉大々講 越後山先達村田真 (貞) 蔵と染め抜かれている綿入を奉納した際の扁額 [8]
・丸吉講奉納額 北口登山丸吉代々講中
明治 41 年 (1908)7 月
越後山先達村田彦次郎他 44 名 [9]
・丸吉講奉納額 丸吉太々御神楽講
大正 5 年 (1916)8 月 [10]
白子村　越後山先達村田貞蔵

3．近隣に残る和光市内富士講遺産

①新座市

片山富士塚（法台寺境内）

・法台寺の片山富士の脇に墳墓
墓標台石　天保 2 年 (1831)
→関連講社名あり (下新倉村浅久保・上白子村中里・下白子村牛房）[11]
・山頂に丸滝講造立碑
慶応 2 年 (1866)[12]
・山頂に丸滝講造立碑
白子宿
冨澤繁右衛門 同 藤七 髙橋熊太郎 [13]

中野富士塚（個人邸内）

・丸吉講造立碑　明治４年 (1868)4 月
　陽眠筆「天下泰平 萬民豊楽 五穀成就 子孫長久」[14]

②志木市

田子山富士塚（敷島神社境内）

・玉垣
　下新倉芝宮　高橋金蔵
　下新倉邑　高橋仙之助[15]
・石燈籠　明治５年 (1872)6 月
　牛房　富沢藤七[16]
・浅間下社玉垣
　新座郡新倉村浅久保
　丸吉講同行[17]
・醤油蔵連盟碑
　浅久保邸　柳下傳内[18]
・登山五十五度修行碑　明治５年 (1872)6 月
　丸吉講　浅久保　柳下陽藏[19]
・水車中鈴原神社奉献碑
　上新倉　井之口六左衛門[20]
・経ヶ嶽寄進講中連名碑
　新倉村講中
　下新倉村　吉田久蔵[21]
・小御岳神社　明治５年 (1872)6 月
　陽眠柳真書
　丸瀧惣同行[22]
・御中衛大願成就碑　明治５年 (1872)6 月
　浅久保　柳下傳内[23]
・松尾神社奉納品記名碑
　牛房　冨澤藤七
　浅久保　柳下與市
　牛房　嘉山平兵衛
　新倉　柳下織右エ門[24]
・御前立奉献碑　明治８年 (1825)5 月
　下新倉村　田中金五郎
　　高橋金蔵
　　高橋仙之助
　　田中巳之助[25]
・桶工中寄進連名碑　明治５年 (1872)6 月か
　白子城山　新坂亦一
　市場　榎本弥吉
　原新田　岡田源蔵　天野中助
　浅久保　田中沢五良
　向山　嘉山嘉之助
　世話人　原新田　岡田源蔵
　　天野平次良
　　浅久保　高瀬丈右衛門[26]
・住吉社寄進連名碑　明治９年 (1876)7 月
　吹上　油屋牧蔵
　白子　榎本文蔵[27]

田子山富士関係資料目録

宮岡昭美家
・御身抜 (写) 享保 11 年 (1726)6 月
　柳下陽眠
・烏帽子岩御礼歌　元治改元 (1864)9 月
　陽眠居士[28]

高須富士男家
・富士登山講連名帳　元治元年 (1864)9 月
　陽眠居士
・奉納 (文書)　明治６年 (1873)6 月
　上新倉　本橋新蔵[29]

尾崎征男家
・『不二山道知留邊 (富士山道知留邊)』
　万延元年 (1860)[30]

敷島神社

・丸吉講奉納額 新富士百三拾三所
　明治５年 (1872)6 月
　下新倉鎮守地内社富士山
　白子仙元富士山
　浅久保仙元富士山[31]

羽根倉富士嶽 (宗岡浅間神社境内)

・丸吉講造立碑　明治 13 年 (1880)
　上新倉村・下新倉村・浅久保村[32]

③練馬区

中里富士塚（八坂神社境内）

・登山三拾三度大願成就碑
　慶応４年 (1868)6 月
　御中道修業・御八海修行　富澤藤七
　白子 二代目先達富沢藤七建立[33]
・富士太々講紀念碑　明治 41 年 (1908)7 月
　新倉村・白子村の人名[34]
・役行者碑
　浅久保　植木屋２名の人名[35]
・小御岳神社碑　明治７年 (1874)4 月

浅久保同行中 [36]



中里富士塚　登山三拾三度大願成就碑

④板橋区

上赤塚富士塚（赤塚氷川神社境内）

・丸瀧講登山三十三度大願成就記念碑
　慶応 4 年 (1868)6 月
　御中道修行・御八海修業　富沢藤七
　白子 二代目先達富沢藤七建立 [37]

下赤塚富士塚（大門諏訪神社境内）

・薬師嶽碑　大正 5 年 (1916)8 月
　富士大々記念碑　越後山 [38]

4．まとめ

「江戸八百八講」といわれ江戸に多く存在していた富士講は、近郊の和光市の地域にも伝播した。

市内の富士講は吉田口登山道から登拝していたため、宿坊としていた旧上吉田村の御師の家にも造立碑や扁額が奉納されている。毘沙門屋の門柱や、筒屋・槇田家の扁額である。さらに扶桑教会には三代にわたる冨澤繁右衛門の登山記念碑が造立されている。

丸吉講下新倉講社や丸瀧講白子講社による石造物や扁額は、和光市近隣の片山富士塚・田子山富士塚・中里富士塚などにも奉納され、上赤塚富士塚・下赤塚富士塚にもみられる。

また、慶応 4 年の二代目富沢藤七建立の登山三十三度大願成就碑は、白子富士塚をはじめ、中里富士塚・上赤塚富士において 3 基が造立されている。

市内の富士塚の石造物には、それぞれの講社によるものや近隣の講社によるもののみならず、小川町の丸三講、板橋区の永田講、渋谷道玄坂を中心とする山吉講など、他の富士講社の石造物もみられる。

このように、富士講は富士塚築造に際し、自らの講社だけでなく、近隣の講社や交流のある他地域の講社の富士塚築造の際には互いに協力し合っていたことが理解される。

富士山御縁年の万延元年 (1860) には、代表的な富士登山の案内記である松園梅彦編『不二山道知留辺』が刊行された。浅久保富士塚の関係者である柳下陽眠 (柳下徳次郎) が校閲者として記されている。柳下陽眠は、新座市の中野富士塚にも選文碑が造立されており、その交流がうかがえる。また『不二山道知留辺』の雲切不動明王の項には、「白子なる (丸瀧講印) 冨沢繁右衛門といふ者寛政五年六月廿日より三十八日目にして見出したると云」と記されている。現在でも富士山研究に欠かせない文献的価値のある案内記に和光市にゆかりのある人物が携わっていたことも和光市の遺産であろう。

なお、文中では敬称は省略させていただきました。

【註】

1　富士吉田市史編さん室編 1991『上吉田の石造物』富士吉田市教育委員会 (p.37)
2　同上 (p.46)
3　富士吉田市史編さん室編 1989『上吉田の民俗－富士吉田市上吉田－』富士吉田市 (p.348)
4　練馬区立ふるさと文化館編 2015『富士山－江戸・東京と練馬の富士』練馬区立ふるさと文化館 (p.94)
5　富士吉田市史編さん室編 1991『上吉田の石造物』富士吉田市教育委員会 (p.244)
6　板橋区立郷土資料館編 1996『特別展 旅と信仰－富士・大山・榛名への参詣－』板橋区立郷土資料館 (p.23)
7　練馬区立ふるさと文化館編 2015『富士山－江戸・東京と練馬の富士－』練馬区立ふ

るさと文化館 (p.54)
8　同上 (p.70)
9　同上 (p.55)
10　同上 (p.55)
11　平野栄次 2004「武蔵野の富士講」『富士信仰と富士講』『平野栄次著作集Ⅰ』岩田書院 (p.326 ～ 328)
12　「片山富士塚」のある新座市「法墓寺 (ほうだいじ)」の巻 その②「富士塚」編
とりけらのアウトドア＆ミュージック日記
https://torikera3.blog.fc2.com/blog-entry-3243.html?sp　(参照日 :2022.03.01)
13　同上
14　丸吉講の富士塚を訪ねて！新座市「中野富士塚」は女子大の隣の崖の端にあった！の巻
とりけらのアウトドア＆ミュージック日記
https://torikera3.blog.fc2.com/blog-entry-3244.html?sp　(参照日 :2022.03.01)
15　志木市教育委員会編 1996 志木市の文化財第 22 集『調査報告書 田子山富士 (下)』志木市教育委員会 (p.19 ～ 23)
16　同上 (p.28・29)
17　同上 (p.30・31)
18　同上 (p.42)
19　同上 (p.44)
20　同上 (p.53)
21　同上 (p.62 ～ 64)
22　同上 (p.71 ～ 73)
23　同上 (p.89)
24　同上 (p.117 ～ 119)
25　同上 (p.136)
26　同上 (p.138)
27　同上 (p.142)
28　志木市教育委員会編 1996 志木市の文化財第 22 集『調査報告書 田子山富士 (上)』志木市教育委員会 (p.122)
29　同上 (p.130)
30　同上 (p.133)
31　同上 (p.32・33・270)
32　平野栄次 2004「武蔵野の富士講」『平野栄次著作集Ⅰ 富士信仰と富士講』岩田書院 (p.324・325)
志木市教育委員会編 1996 志木市の文化財第 22 集『調査報告書 田子山富士 (上)』志木市教育委員会 (p.109 ～ 112)
33　平野栄次 1978「東京都の富士塚」神奈川大学日本常民文化研究所編『富士講と富士塚　東京・神奈川』平凡社 (p.53 ～ 86)
練馬区教育委員会編 1984『練馬の富士塚』練馬区教育委員会 (p.40)
34　練馬区教育委員会編　1984『練馬の富士塚』練馬区教育委員会 (p.41)
35　同上 (p.41)
36　同上 (p.43)
37　平野栄次 1978「東京都の富士塚」神奈川大学日本常民文化研究所編『富士講と富士塚　東京・神奈川』平凡社 (p. 53 ～ 86)
東京都板橋区教育委員会事務局社会教育課編 1985「第七章 宗教関係」文化財シリーズ第四十集『いたばしの金石文』東京都板橋区教育委員会 (p.163)
板橋区立郷土資料館編 1996『特別展 旅と信仰－富士・大山・榛名への参詣－』板橋区立郷土資料館 (p.68)
38　板橋区立郷土資料館編 1996『特別展 旅と信仰－富士・大山・榛名への参詣－』板橋区立郷土資料館 (p.67)

のざわ　ひとし（和光市教育委員会）
あいだ　ゆり（和光市教育委員会）
えぐち　やよい（和光市教育委員会）
おおうち　かずお（和光市教育委員会）
さかぐち　ゆかり（和光市教育委員会）
たなか　ゆみ（和光市教育委員会）

【調査報告】

和光高校前の弁財天について

相田　由莉

１．はじめに

和光市教育委員会では、和光市新倉三丁目１９番付近で保管されていた「溜池弁財天」が廃祠されると連絡を受け、記録保存をするために実測・拓本調査を行った。

本稿は、溜池弁財天の実測・拓本調査、観察を行い記録化することが目的である。

今後は、さらに聞き取り調査を行い、紀要で追加報告をする予定である。

２．溜池弁財天

この弁財天は、石造物から元々天明元（1781）年六月吉日に上新倉村の山田惣八郎、大熊五良左衛門、小池庄左衛門、他五十三人の願主により奉祀され、その後、昭和四十七年 (1972) 年四月三日に溜池弁財天敬信講によって再建されたものであることが分かる（写真 10・11）。

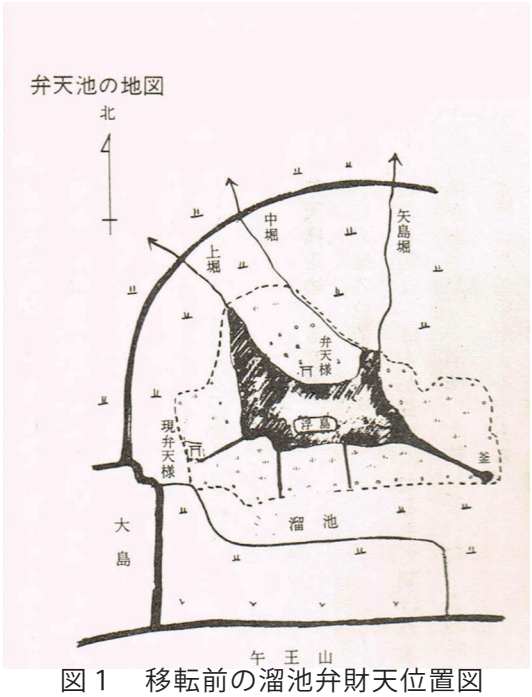


図１　移転前の溜池弁財天位置図

和光市坂下公民館 1983『にいくらさかしたーくらしのあゆみー』から抜粋

溜池弁財天由来碑には、「武蔵野大地をくぐった地下水がこの地に自噴し古くより水源地として広大な新倉の田んぼを潤しその水は水車にも利用され豊富な水を擁していたのがこの溜池である」と記されている。

これにあるように、かつてこの溜池の水は農業用水として利用されるなど、新倉の人々の暮らしを支えていた。そして新倉の人々もまた、池さらいや祭礼を行うなど、溜池弁財天を深く信仰し守ってきた。

しかし、昭和二十五 (1950) 年頃から湧き水が止まり、荒地となった。

その後、県立和光高校の建設に伴い、現在の場所へ移転した。



図２　移転後の溜池弁財天位置図

３．実測・拓本調査

実測・拓本調査は令和３年３月５日に和光市教育委員会が行った。

弁財天のみ実測調査を行い、拓本調査は弁財天、溜池弁財天由来碑、鳥居で文字が確認できた面のみ行った。

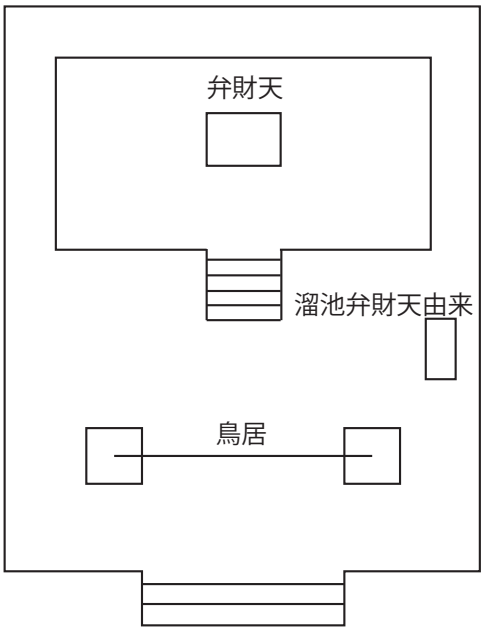


図３　配置図



写真１　弁財天



写真２　溜池弁財天由来碑



写真３　鳥居



写真４　作業風景

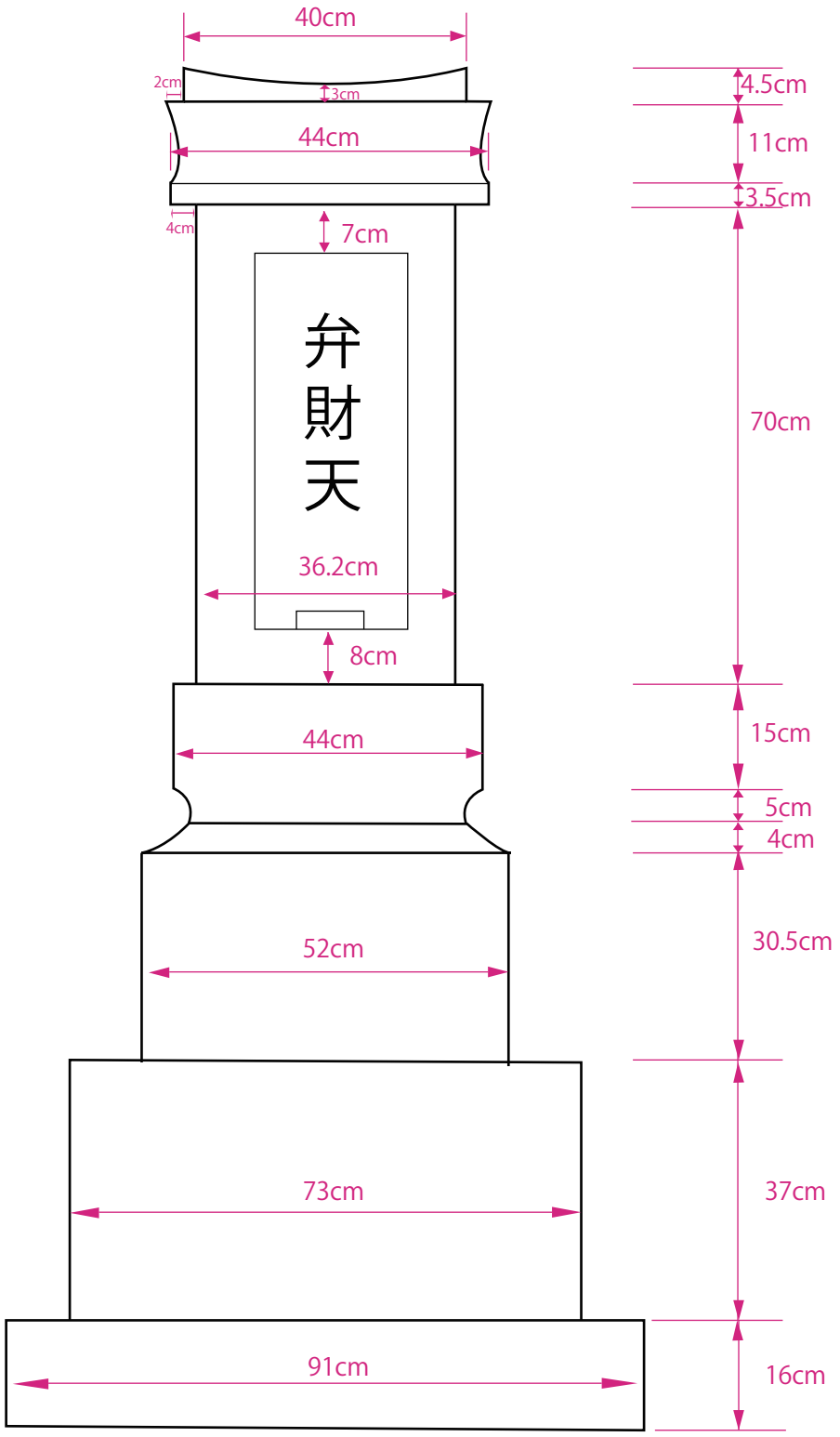


図４　弁財天　実測図（S-＝１/１００）



写真５　弁財天　祠正面　外側



図５　弁財天　祠正面　外側



写真６　弁財天　祠正面　内側



図６　弁財天　祠正面　内側



写真７　弁財天　祠　左側面



図７　弁財天　祠　左側面



写真８　弁財天　祠　右側面



図８　弁財天　祠　右側面

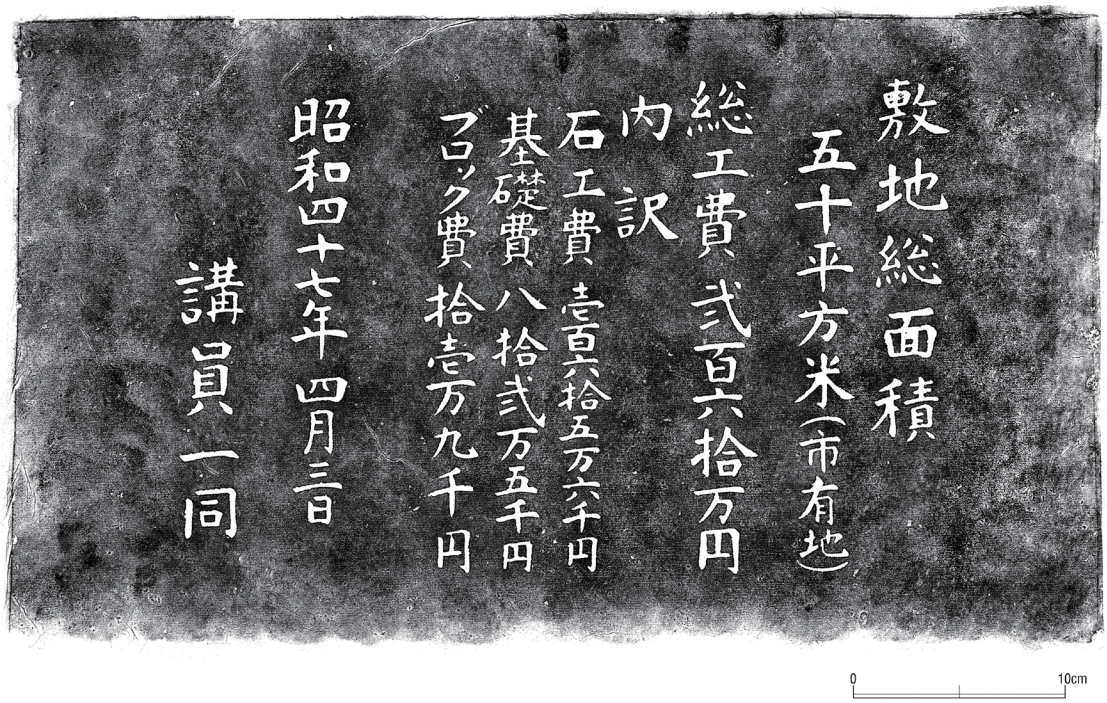


図９　弁財天　台座　ウラ



写真９　鳥居　左柱　オモテ



図 10　鳥居　左柱　オモテ



写真 10　鳥居　右柱　　オモテ



図 11　鳥居　右柱　オモテ



写真 12　鳥居　左柱　ウラ



図 13　鳥居　左柱　ウラ



写真 11　鳥居　右柱　ウラ



図 12　鳥居　右柱　ウラ



写真 12　溜池弁財天由来碑　オモテ

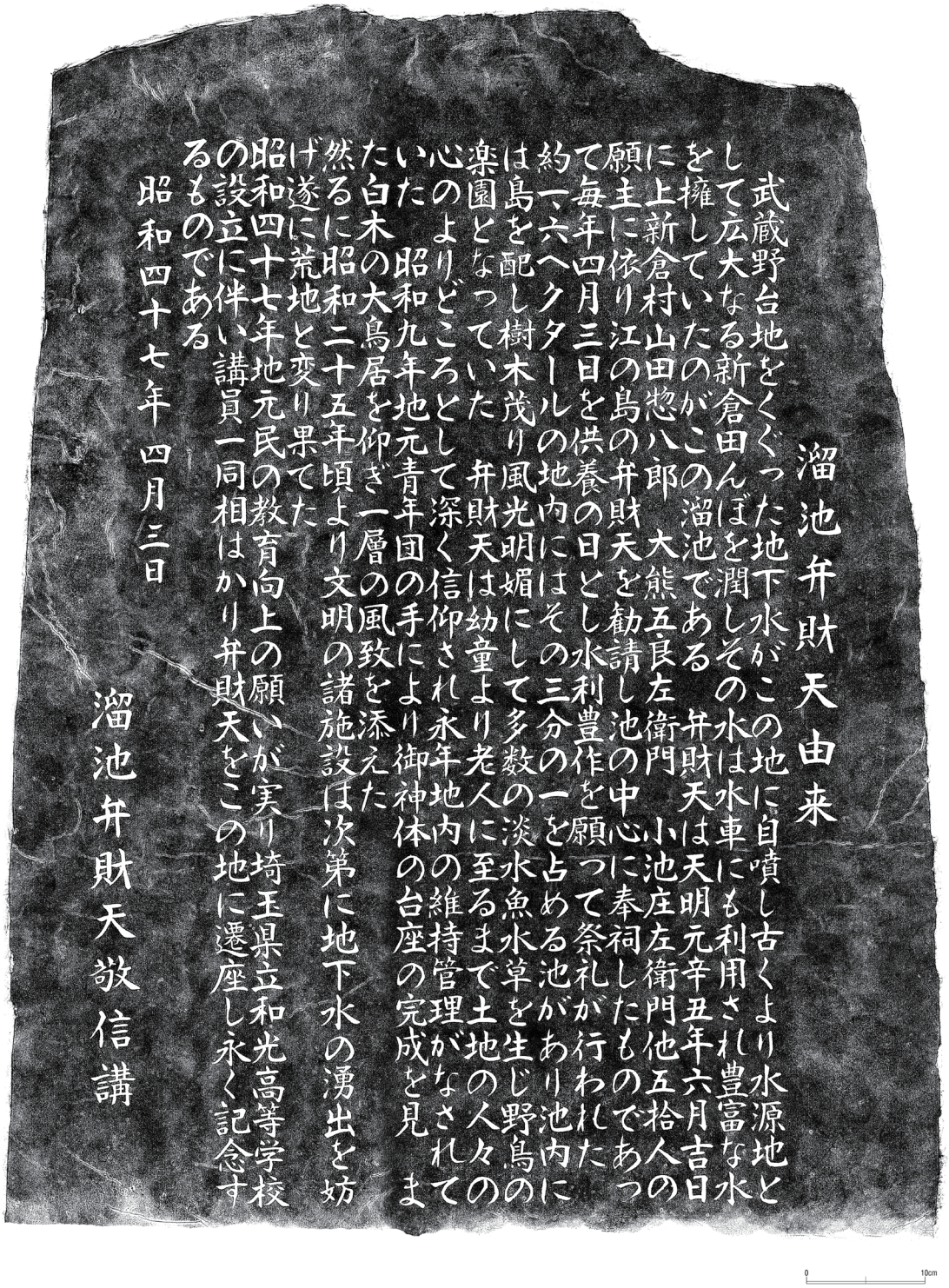


図 14　溜池弁財天由来碑　オモテ

４．まとめ

今回、溜池弁財天を後世へと伝えるため本稿に記録した。

溜池弁財天は矢島堀、中堀、上堀の三本の用水路があるなど、水量が豊富で、かつて新倉の人々の生活をうるおしていたが、昭和２５年頃に湧き水が止まったあとも地域の方々によって管理され、昭和四十七年に再建されている。

今後の課題として、溜池弁財天を守ってきた地域の方から聞き取り調査を行い、記録保存のために再度紀要で報告したい。

【引用・参考文献】

和光市 1983『和光市史民俗編』

和光市 1980『和光市史編さん資料２上新倉の民俗』

和光市坂下公民館 1983『にいくらさかしたーくらしのあゆみー』

あいだ　ゆり（和光市教育委員会）

【実績報告】

令和３(2021) 年度　和光市埋蔵文化財調査年報

江口やよい

１．はじめに

この年報は、和光市教育委員会が令和３(2021) 年度に実施した埋蔵文化財に関わる調査をまとめたものである。今年度、試掘調査を25 件、工事立会を 15 件、計 40 件の調査を実施した。

試掘調査は、重機と人力による掘削作業と、測量・記録撮影を行った。工事立会は、作業状況を確認したのち記録撮影を行った。

調査ごとに、調査地の諸情報と概要、試掘調査については調査範囲を平面図化・断面図化し、また、作業状況等を撮影した写真により報告しまとめた。

２．表記の仕方

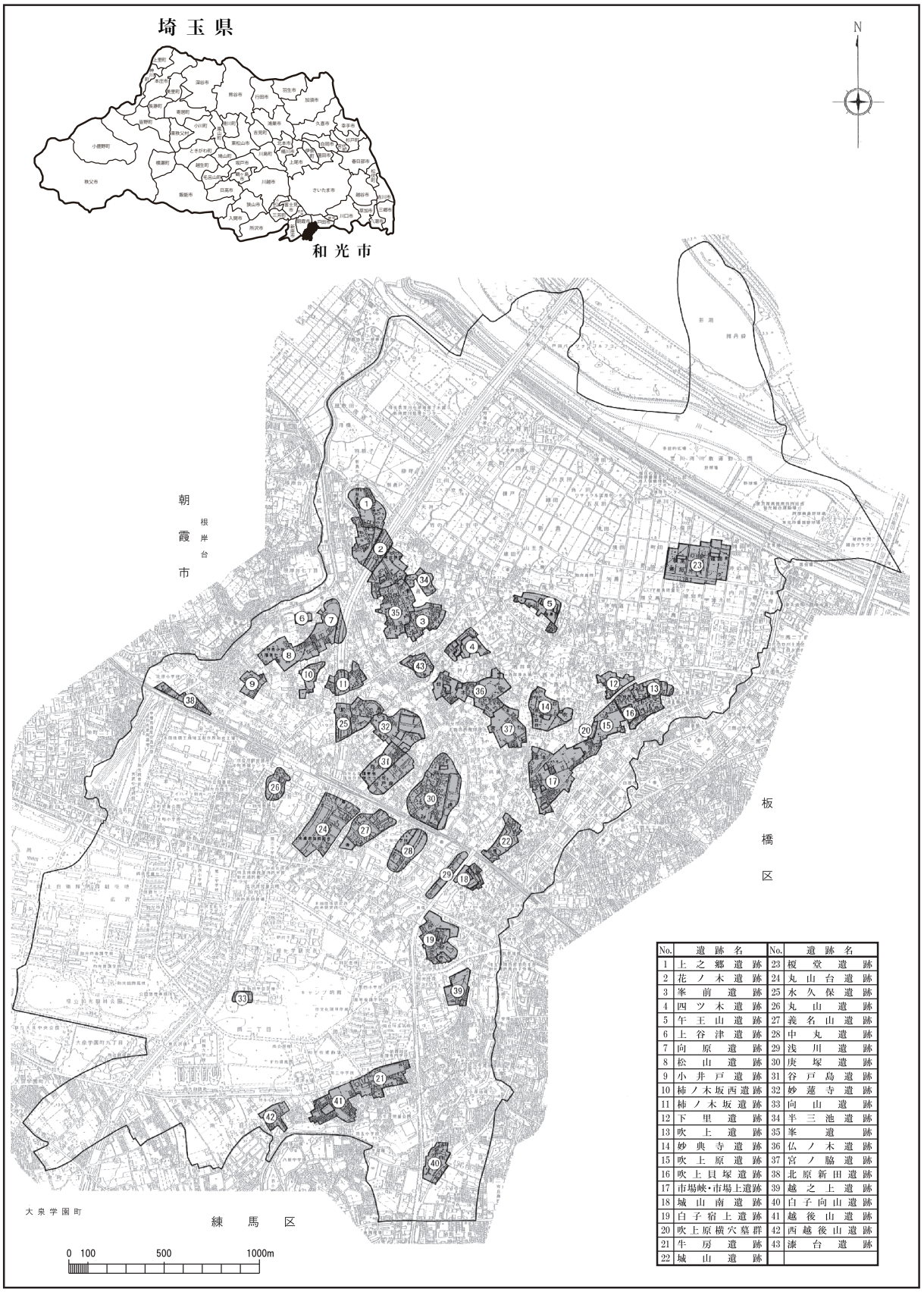
1. 挿図の縮尺は、調査地点位置図は 1/2500、確認調査トレンチ配置図・トレンチ柱状図は任意の縮尺である。
2. 調査地点位置図は、和光市役所発行の地形図（平成 20 年修正）を一部加筆・修正加工して使用した。
3. 遺跡名の前に表記した№は、一覧表の番号と一致する。なお、ページ順については、試掘調査を調査日順に掲載した後、工事立会をまとめて紹介した。

資料１　令和３(2021) 年度　埋蔵文化財確認調査一覧表

№	遺跡名(№)	原因	調査日	調査地	面積(㎡)	調査概要
1	市場峡・市場上遺跡（11-017）	分譲住宅建設	R３ ４．９	白子３丁目7-11	76.67	遺構・遺物は確認されなかった。
2	吹上遺跡(11-013) 吹上貝塚(11-016)	宅地造成	R３ ４.15-４.17	白子３丁目 4378-5、4378-4の一部	約 1,062.00	遺構・遺物あり。和光市教育委員会による発掘調査。
3	市場峡・市場上遺跡（11-017）	土地区画整理	R３ ５.20	白子３丁目609-1	40.00	遺構・遺物あり。和光市教育委員会による発掘調査。
4	宮ノ脇遺跡（11-037）	個人住宅建設	R３ ５.21	下新倉３丁目 1048-1	551.33	遺構・遺物は確認されなかった。
5	白子向山遺跡（11-040）	電柱移設工事	R３ ５.28	白子１丁目 1948-31	2.00	工事立会。
6	吹上遺跡（11-013）	宅地造成	R３ ６.30	白子３丁目 4378-6、4378-1の一部	約 314.125	遺構・遺物は確認されなかった。
7	仏ノ木遺跡（11-036）	電柱移設	R３ ７．５	下新倉３丁目４ 下新倉４丁目２	10.74	工事立会。
8	西越後山遺跡（11-042）	個人住宅建設	R３ ７.15	越後山土地区画整理事業区内２街区12画地の一部	129.60	遺構・遺物は確認されなかった。
9	谷戸島遺跡（11-031）	共同住宅建設	R３ ７.29	下新倉２丁目 5724番	107.09	遺構・遺物は確認されなかった。
10	半三池遺跡（11-034）	個人住宅建設	R３ ８．５	新倉２丁目3011-3、4、5、6、8	196.60	遺構・遺物は確認されなかった。

No.	遺跡名(No.)	原因	調査日	調査地	面積(㎡)	調査概要
11	城山遺跡 (11-022)	電柱移設	R３ ８．23	白子３丁目 4582-1、 4582-1地先	6.00	工事立会。
12	城山遺跡 (11-022)	電柱移設に伴う ケーブル改修工事	R３ ９．17	白子３丁目 4582-1、 4582-2地先	7.00	工事立会。
13	小井戸遺跡 (11-009)	宅地造成	R３ ９．16	新倉１丁目 4255-7	453.00	遺構・遺物は 確認されなかった。
14	柿ノ木坂遺跡 (11-011)	共同住宅建設	R３ ９．21 ９．22	新倉１丁目 3769-1の一部、 3769-2	998.40	遺構・遺物は 確認されなかった。
15	吹上遺跡 (11-013)	電柱工事	R３ ９．22	白子３丁目 4397-3地先	2.00	工事立会。
16	峯前遺跡 (11-003)	境界塀新設工事	R３ ９．24	新倉２丁目 5-38	47.80	工事立会。
17	仏ノ木遺跡(11-036) 宮ノ脇遺跡(11-037)	水道工事	R３ ９．27	下新倉３丁目 ９番・10番地先	223.70	工事立会。
18	市場峡・市場上遺跡 (11-017)	共同住宅建設	R３ ９．28	白子３丁目 584-6、584-7	225.75	遺構・遺物は 確認されなかった。
19	白子向山遺跡 (11-040)	水道工事	R３ ９．29	白子１丁目 31番地先	180.90	工事立会。
20	城山南遺跡 (11-022)	個人住宅建設	R３ 10．15	白子２丁目17-34	44.61	遺構・遺物は 確認されなかった。
21	峯遺跡 (11-035)	共同住宅及び 位置指定道路建設	R３ 10．21	新倉２丁目 3529-2の一部、 3529-10の一部	444.47	遺構・遺物は 確認されなかった。
22	仏ノ木遺跡 (11-036)	電柱工事	R３ 11．10	下新倉３丁目928	2.00	工事立会。
23	峯遺跡 (11-035)	宅地造成	R３ 11．22	新倉２丁目 2998-1の一部、 3001-1の一部	550.00	工事立会。
24	峯前遺跡 (11-003)	共同住宅建設	R３ 11．22	新倉２丁目 2983-4、 2984-1	499.02	遺構・遺物あり。和光市教 育委員会による発掘調査。
25	花ノ木遺跡 (11-002)	個人住宅建設	R３ 11．24	新倉２丁目 3191-7	132.30	遺構・遺物は 確認されなかった。
26	榎堂遺跡 (11-023)	舗装工事及び 囲障工事	R３ 11．24	下新倉６丁目2321	998.00	遺構・遺物は 確認されなかった。
27	市場峡・市場上遺跡 (11-017)	ガス管新設工事	R３ 11．29	下新倉３丁目 12番、13番	36.00	工事立会。
28	白子宿上遺跡 (11-019)	共同住宅建設	R３ 12．７	白子２丁目 1435-1の一部	292.18	遺構・遺物は 確認されなかった。
29	吹上遺跡(11-013) 吹上貝塚(11-016)	電柱工事	R３ 12．13	白子３丁目 4374-2	2.00	工事立会。
30	仏ノ木遺跡 (11-036)	個人住宅建設	R３ 12．13	下新倉４丁目 2114-10の一部	45.09	遺構・遺物は 確認されなかった。

No.	遺跡名(No.)	原因	調査日	調査地	面積(㎡)	調査概要
31	柿ノ木坂西遺跡 (11-010)	道路改良、拡幅	R４ １．12	新倉１丁目 3828-13. 3791-2. 3787-2. 3786-3. 3785-2. 3784-2. 4073-2. 4075-3. 4075-4. 4075-5. 4079-2	508.64	遺構・遺物は 確認されなかった。
32	吹上遺跡(11-013) 吹上貝塚(11-016)	ガス管新設工事	R４ １．24	白子３丁目13番地	63.24	工事立会
33	仏ノ木遺跡 (11-036)	ガス管埋設工事	R４ １．25	下新倉４丁目２番 地～３丁目４番地	7.74	工事立会
34	越後山遺跡 (11-041)	分譲住宅建設	R４ １．31	南１丁目 2465-19、 2465-22	155.37	遺構・遺物は 確認されなかった。
35	仏ノ木遺跡 (11-036)	分譲住宅建設	R４ ２．８	下新倉４丁目 2114-12	149.29	遺構・遺物は 確認されなかった。
36	向原遺跡 (11-007)	個人住宅建設	R４ ２．９	新倉１丁目3904- 24、3904-25、 3852-17	138.82	遺構・遺物は 確認されなかった。
37	西越後山遺跡 (11-042)	個人住宅建設	R４ ３．３	南１丁目 2542-5、2543-14	129.60	遺構・遺物は 確認されなかった。
38	市場峡・市場上遺跡 (11-017)	個人住宅建設	R４ ３．18	下新倉３丁目 4501-10、-46	108.17	遺構・遺物は 確認されなかった。
39	越後山遺跡 (11-041)	個人住宅建設	R４ ３．24	南１丁目11-3	74.10	遺構・遺物は 確認されなかった。
40	城山南遺跡 (11-022)	電柱工事	R４ ３．25	白子２丁目4592-1 4592-2	2.00	工事立会



No.	遺跡名	No.	遺跡名
1	上之郷遺跡	23	榎堂遺跡
2	花ノ木遺跡	24	丸山台遺跡
3	峯前遺跡	25	水久保遺跡
4	四ツ木遺跡	26	丸山遺跡
5	午王山遺跡	27	義名山遺跡
6	上谷津遺跡	28	中丸遺跡
7	向原遺跡	29	浅川遺跡
8	松山遺跡	30	庚塚遺跡
9	小井戸遺跡	31	谷戸島遺跡
10	柿ノ木坂西遺跡	32	妙蓮寺遺跡
11	柿ノ木坂遺跡	33	向山遺跡
12	下里遺跡	34	半三池遺跡
13	吹上遺跡	35	峯遺跡
14	妙典寺遺跡	36	仏ノ木遺跡
15	吹上原遺跡	37	宮ノ脇遺跡
16	吹上貝塚遺跡	38	北原新田遺跡
17	市場峡・市場上遺跡	39	越之上遺跡
18	城山南遺跡	40	白子向山遺跡
19	白子宿上遺跡	41	越後山遺跡
20	吹上原横穴墓群	42	西越後山遺跡
21	牛房遺跡	43	漆台遺跡
22	城山遺跡		

第１図　和光市遺跡分布地図

試掘調査

No. 1　市場峡・市場上遺跡

調査目的　分譲住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

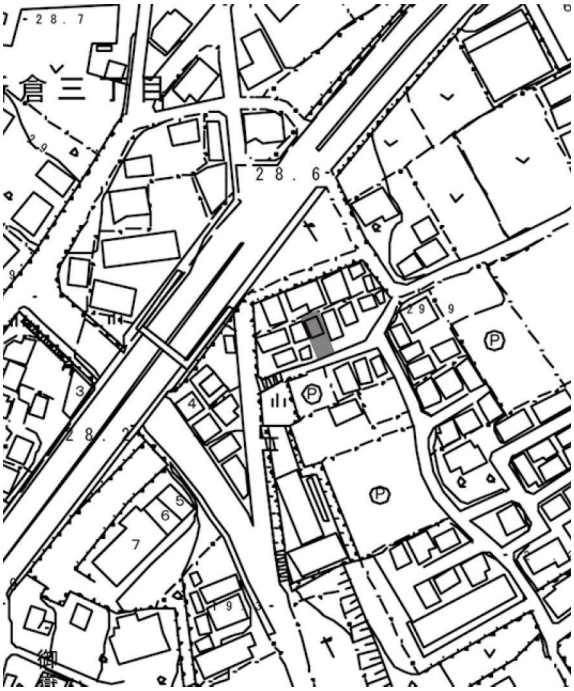
調査地点　白子３丁目 7-11

調査日程　令和３年４月９日

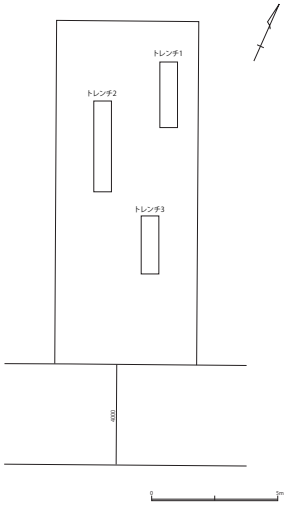
調査面積　76.67㎡

調査概要　調査地は、市場峡・市場上遺跡（11-017）の西側に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m30㎝～ 3m60㎝のトレンチを３本設定した（第３図）。調査区全体を 50㎝～ 70㎝程度まで掘り下げた（第４図）。

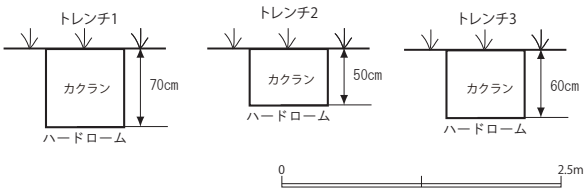
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第２図　調査地点位置図（S=1/2500）



第３図　トレンチ配置図



第４図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１



トレンチ写真２

試掘調査

No.２　吹上遺跡

調査目的　宅地造成に伴う埋蔵文化財確認調査

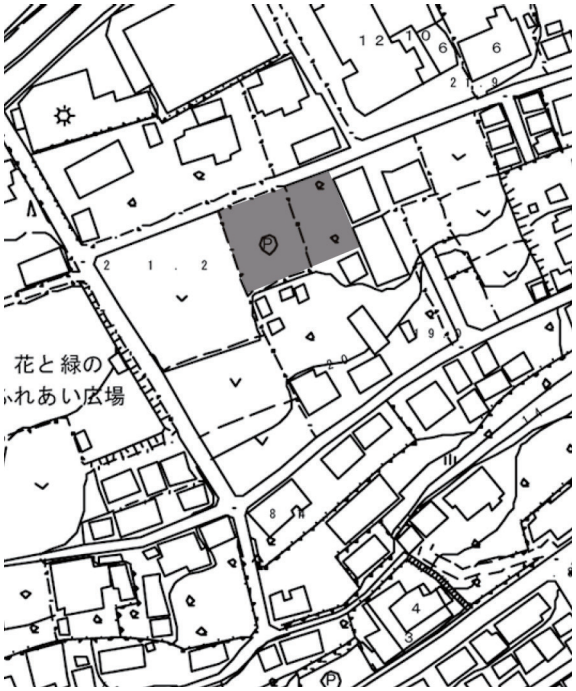
調査地点　白子３丁目 4378-5、4378-4 の一部

調査日程　令和３年４月 15 日～ 17 日

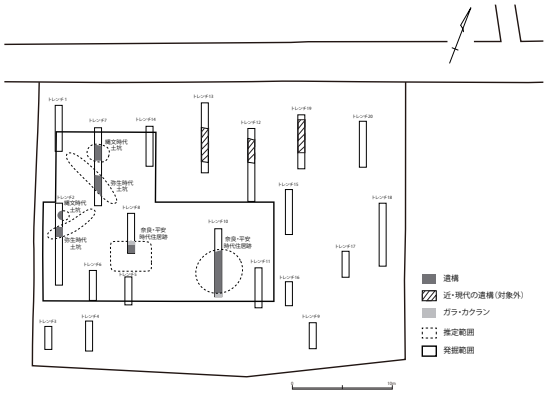
調査面積　約 1062㎡

調査概要　調査地は、吹上遺跡（11-013）の西寄りに位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m30㎝～ 8m20㎝のトレンチを 20 本設定した（第６図）。調査区全体を 40㎝～ 210㎝まで掘り下げた（第７図）。

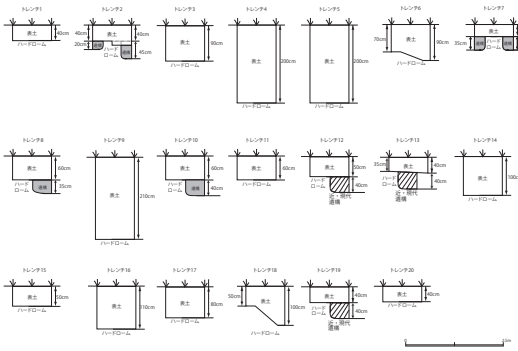
調査の結果、本地点で、遺構・遺物包含層及び遺物が確認され、発掘調査を行うこととなった。



第５図　調査地点位置図（S=1/2500）



第６図　トレンチ配置図



第７図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１

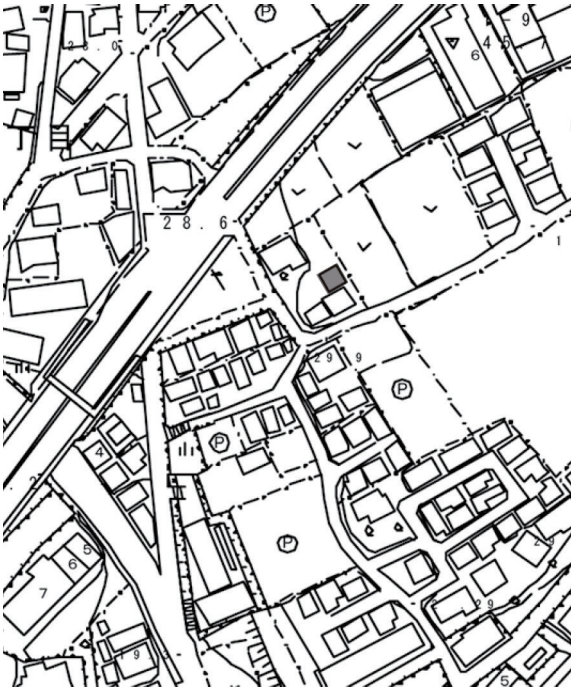


トレンチ写真２

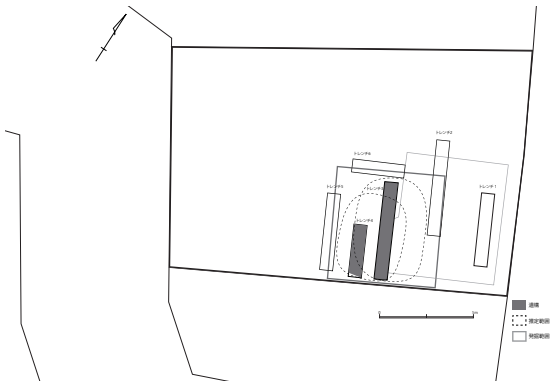
試掘調査
No.３　市場峡・市場上遺跡

調査目的　土地区画整理に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　白子３丁目 609-1
調査日程　令和３年５月 20 日
調査面積　40㎡
調査概要　調査地は、市場峡・市場上遺跡（11-017）の西寄りに位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m80㎝～ 5m20㎝のトレンチを６本設定した（第９図）。調査区全体を 40㎝～ 70㎝まで掘り下げた（第 10 図）。

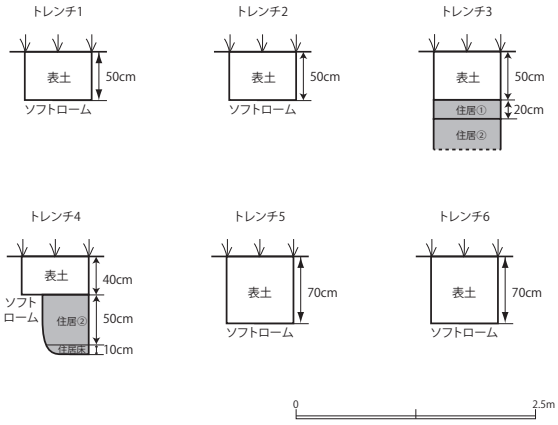
調査の結果、本地点で、遺構・遺物包含層及び遺物が確認され、発掘調査を行うこととなった。



第８図　調査地点位置図（S=1/2500）



第９図　トレンチ配置図



第 10 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１

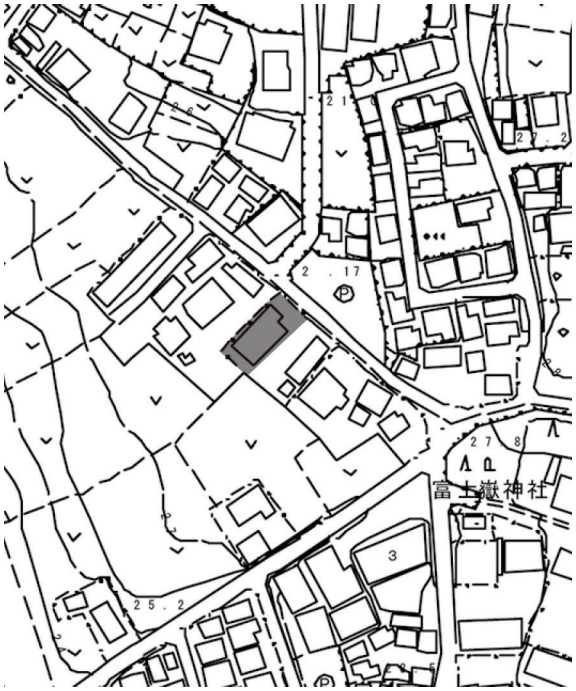


トレンチ写真２

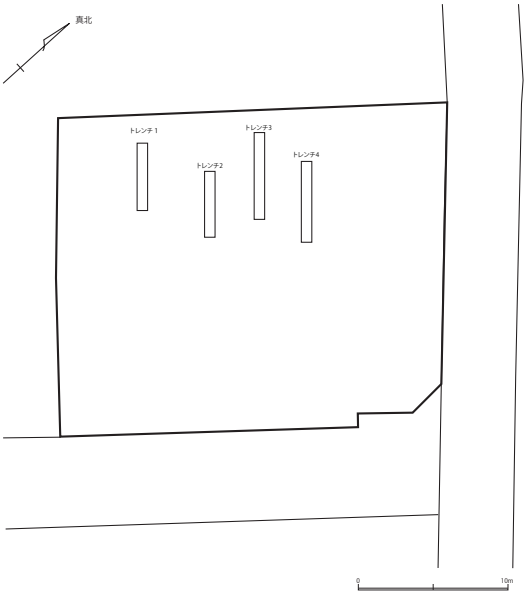
試掘調査
No. 4　宮ノ脇遺跡

調査目的　個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　下新倉３丁目 1048-1
調査日程　令和３年５月 21 日
調査面積　551.33㎡
調査概要　調査地は、宮ノ脇遺跡（11-037）の北東に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 4m40㎝～ 5m80㎝のトレンチを４本設定した（第 12 図）。調査区全体を 60㎝～ 70㎝程度まで掘り下げた（第 13 図）。

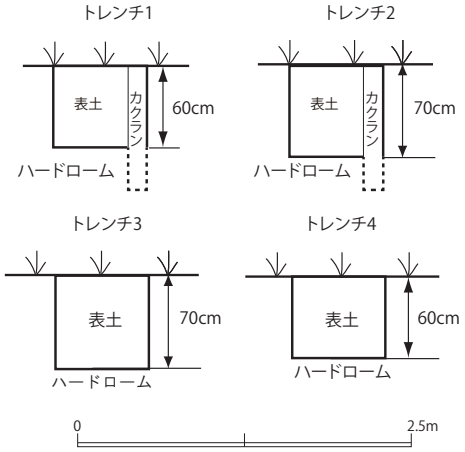
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 11 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 12 図　トレンチ配置図



第 13 図　トレンチ柱状図



作業写真



トレンチ写真

試掘調査

No. 6　吹上遺跡

調査目的　宅地造成に伴う埋蔵文化財確認調査

調査地点　白子３丁目 4378-6、4378-1 の一部

調査日程　令和３年６月 30 日

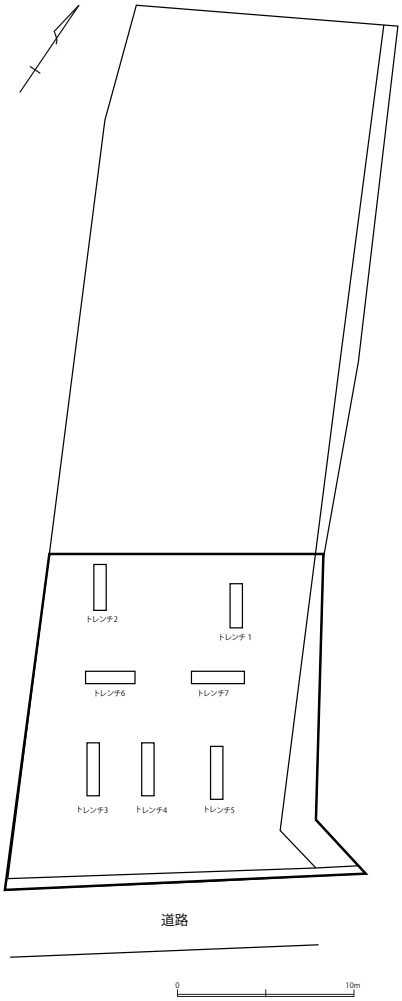
調査面積　約 314.125㎡

調査概要　調査地は、吹上遺跡（11-013）の南に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m50㎝～ 3m のトレンチを７本設定した（第 15 図）。調査区全体を 150㎝～ 260㎝程度まで掘り下げた（第 16 図）。

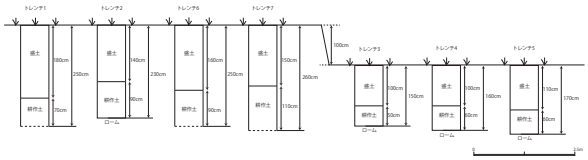
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 14 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 15 図　トレンチ配置図



第 16 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真

試掘調査

No.８　西越後山遺跡

調査目的　個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

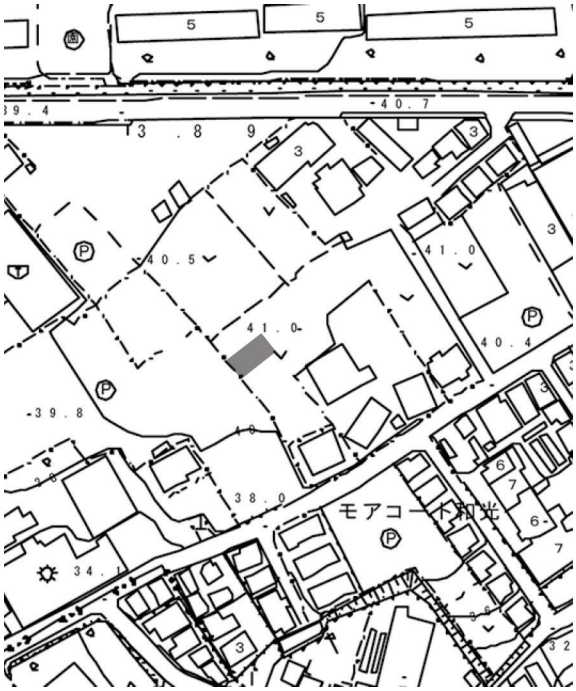
調査地点　越後山土地区画整理事業区内２街区 12 画地の一部

調査日程　令和３年７月 15 日

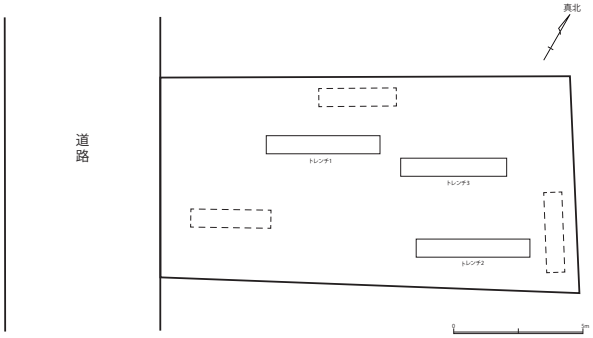
調査面積　129.6㎡

調査概要　調査地は、西越後山遺跡（11-042）の北西に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 4m10㎝～ 4m40㎝のトレンチを３本設定した（第 18 図）。調査区全体を 40㎝～ 60㎝程度まで掘り下げた（第 19 図）。

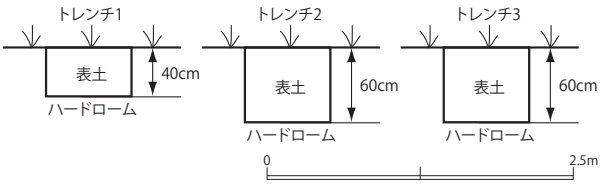
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 17 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 18 図　トレンチ配置図



第 19 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真

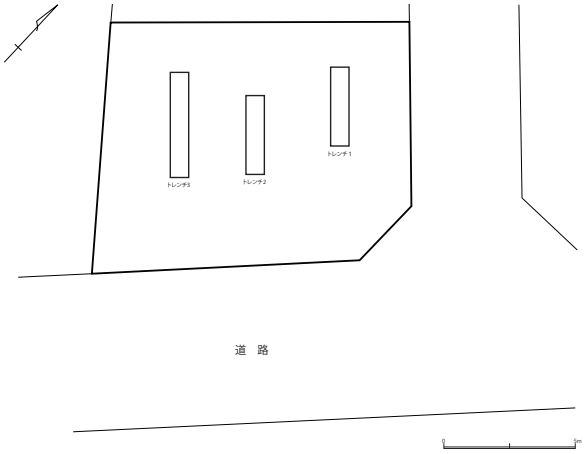
試掘調査
No. 9　谷戸島遺跡

調査目的　共同住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
所 在 地　下新倉２丁目 5724 番
調 査 日　令和３年７月 29 日
調査面積　107.09㎡
調査概要　調査地は、谷戸島遺跡（11-031）の中央に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 3m ～ 4m のトレンチを３本設定した（第 21 図）。調査区全体を 60㎝～ 70㎝程度まで掘り下げた（第 22 図）。

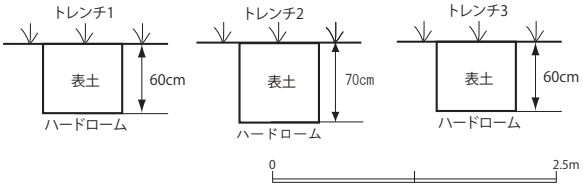
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 20 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 21 図　トレンチ配置図



第 22 図　トレンチ柱状図


トレンチ写真 1


トレンチ写真 2

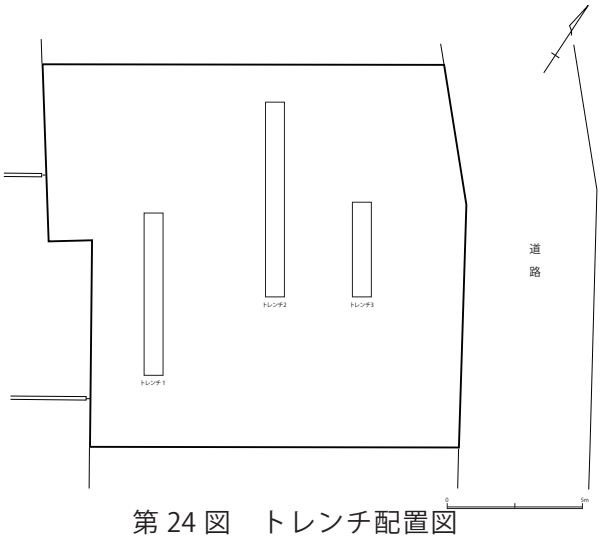
試掘調査
No. 10　半三池遺跡

調査目的　個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　新倉２丁目 3011-3、4、5、6、8
調査日程　令和３年８月５日
調査面積　196.60㎡
調査概要　調査地は、半三池遺跡（11-034）の西に位置する。調査は、対象地内に幅約70㎝長さ約 3m50㎝～ 7m20㎝のトレンチを３本設定した（第 24 図）。調査区全体を 60㎝～ 110㎝程度まで掘り下げた（第 25 図）。

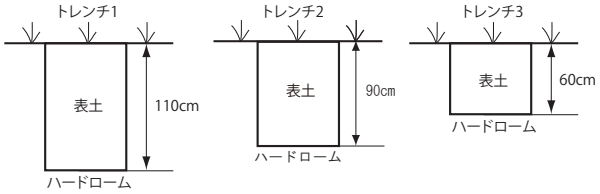
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 23 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 24 図　トレンチ配置図



第 25 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真 1

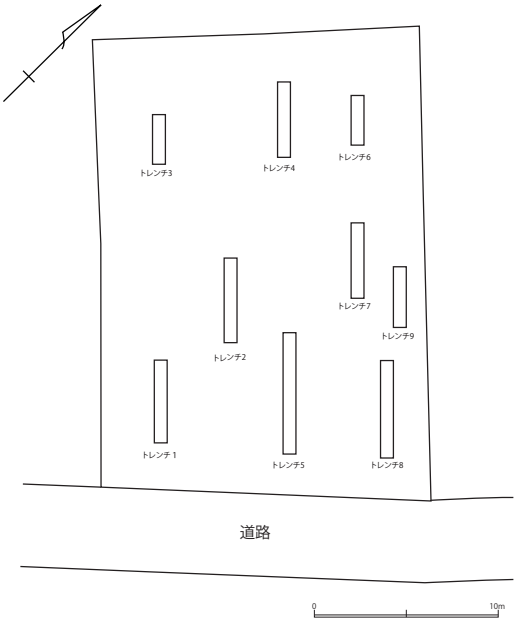


トレンチ写真 2

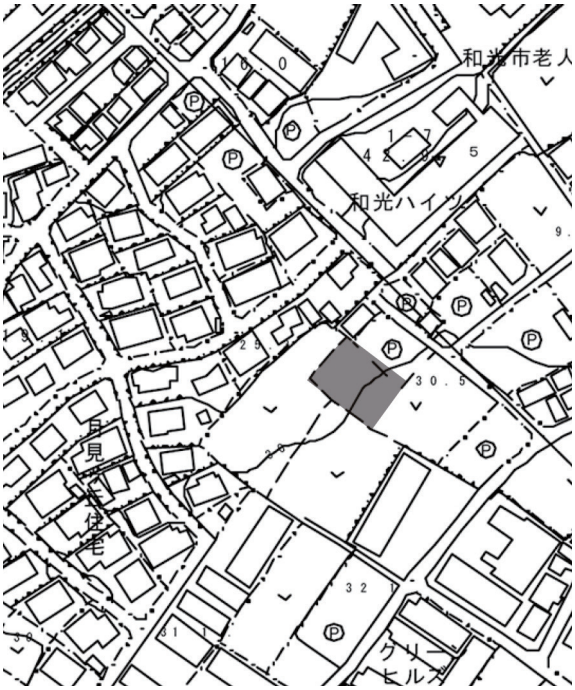
試掘調査
No. 13　小井戸遺跡

調査目的　宅地造成に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　新倉１丁目 4255-7
調査日程　令和３年９月１６日
調査面積　453㎡
調査概要　調査地は、小井戸遺跡（11-009）の北側に位置する。調査は、対象地内に幅約70㎝長さ約 2m70㎝～ 6m60㎝のトレンチを７本設定した（第 27 図）。調査区全体を 60㎝～ 120㎝程度まで掘り下げた（第 28 図）。

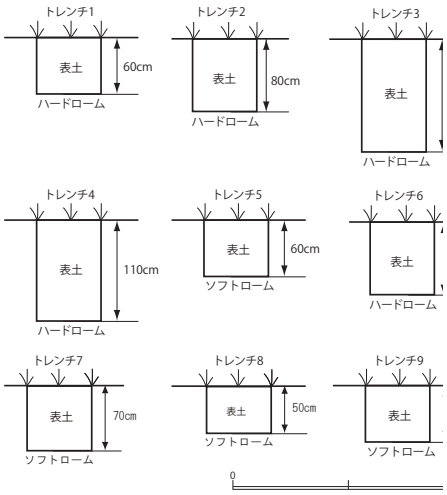
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 27 図　トレンチ配置図



第 26 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 28 図　トレンチ柱状図



作業写真



トレンチ写真

試掘調査
No. 14　柿ノ木坂遺跡

調査目的　共同住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

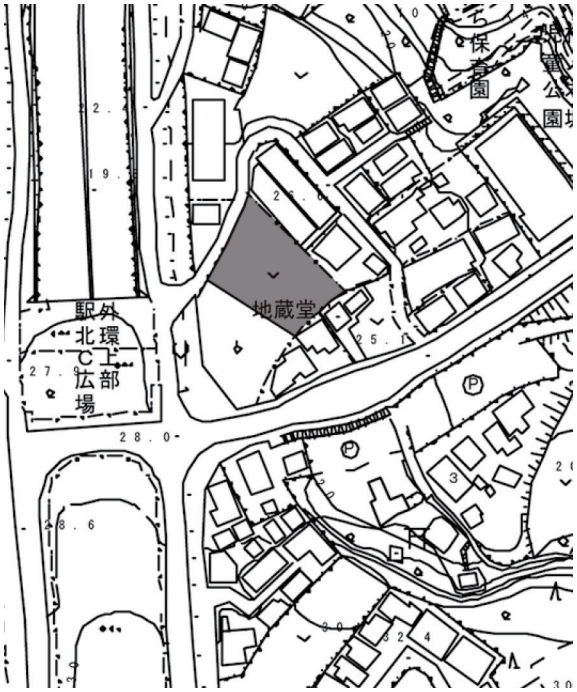
調査地点　新倉１丁目 3769-1 の一部、3769-2

調査日程　令和３年９月 21 日・22 日

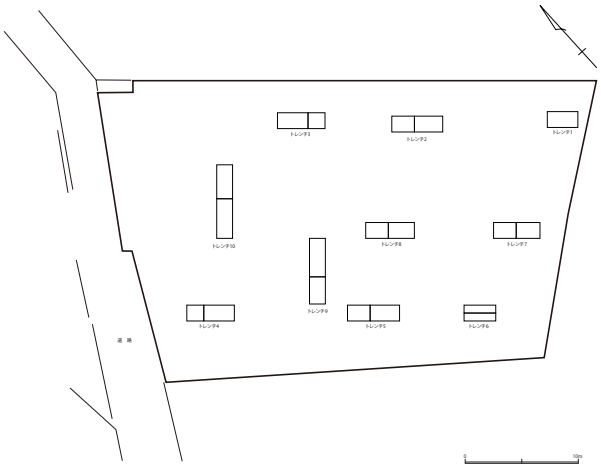
調査面積　998.40㎡

調査概要　調査地は、柿ノ木坂遺跡（11-011）の中央東よりに位置する。調査は、対象地内に幅約 140㎝長さ約 2m70㎝～ 6m50㎝のトレンチを 10 本設定した（第 30 図）。調査区全体を 50㎝～ 200㎝程度まで掘り下げた（第 31 図）。

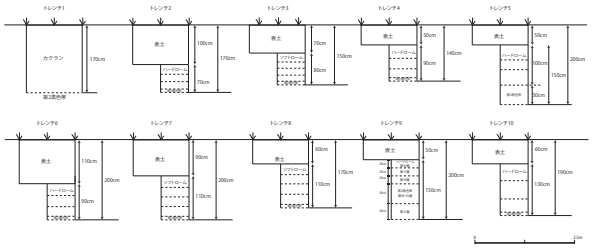
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 29 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 30 図　トレンチ配置図



第 31 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１



トレンチ写真２

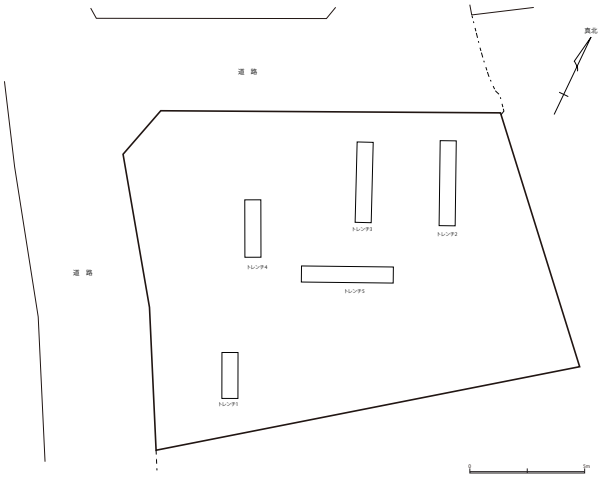
試掘調査
No. 18　市場峡・市場上遺跡

調査目的　共同住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　白子３丁目 584-6、-7
調査日程　令和３年９月 28 日
調査面積　225.75㎡
調査概要　調査地は、市場峡・市場上遺跡（11-017）の南に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m ～ 4m のトレンチを５本設定した（第 33 図）。調査区全体を 60㎝～ 180㎝程度まで掘り下げた（第 34 図）。

調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



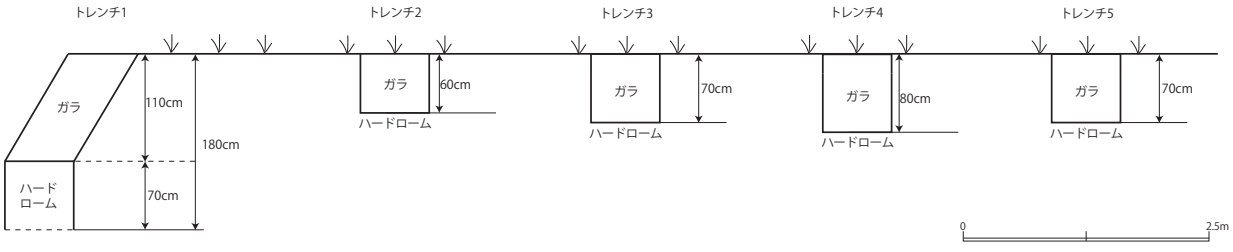
第 32 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 33 図　トレンチ配置図



トレンチ写真

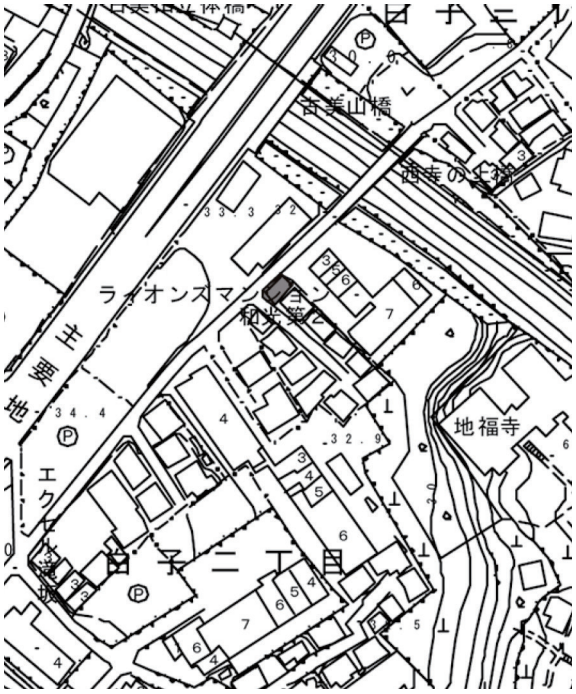


第 34 図　トレンチ柱状図

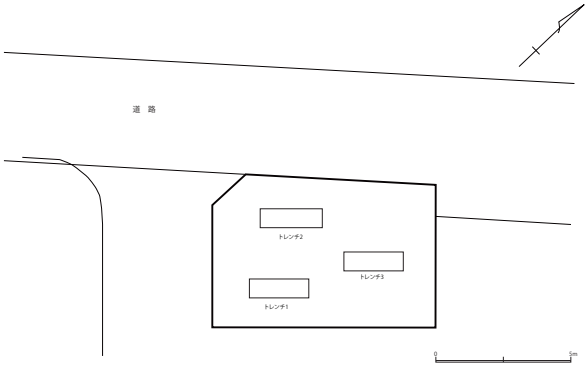
試掘調査
No. 20　城山南遺跡

調査目的　個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　白子２丁目 17-34
調査日程　令和３年 10 月 15 日
調査面積　44.61　㎡
調査概要　調査地は、城山南遺跡（11-022）の北に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m20㎝～ 2m30㎝のトレンチを３本設定した（第 36 図）。調査区全体を 70㎝～ 100㎝程度まで掘り下げた（第 37 図）。

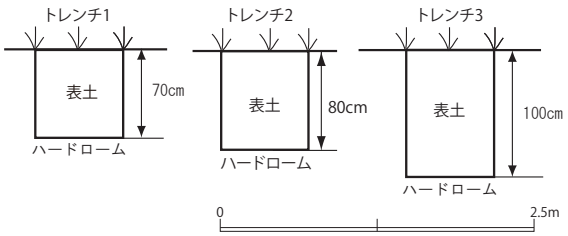
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 35 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 36 図　トレンチ配置図



第 37 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１



トレンチ写真２

試掘調査
No. 21　峯遺跡

調査目的　集合住宅及び位置指定道路建設に伴う埋蔵文化財確認調査

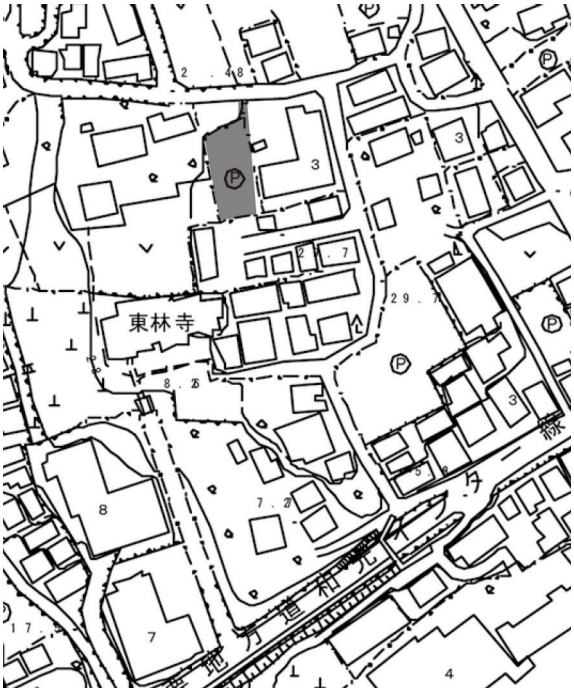
調査地点　新倉２丁目 3529-2 の一部、3529-10 の一部

調査日程　令和３年 10 月 21 日

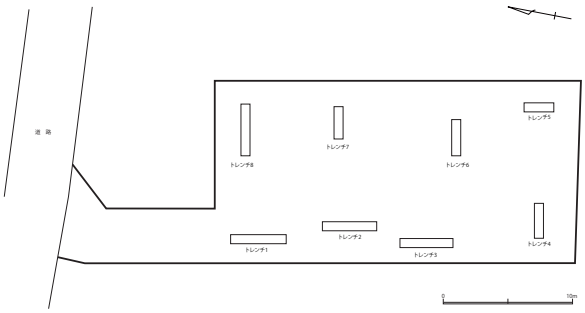
調査面積　444.47㎡

調査概要　調査地は、峯遺跡（11-035）の南端に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m30㎝～ 4m30㎝のトレンチを８本設定した（第 39 図）。調査区全体を 70㎝～ 210㎝程度まで掘り下げた（第 40 図）。

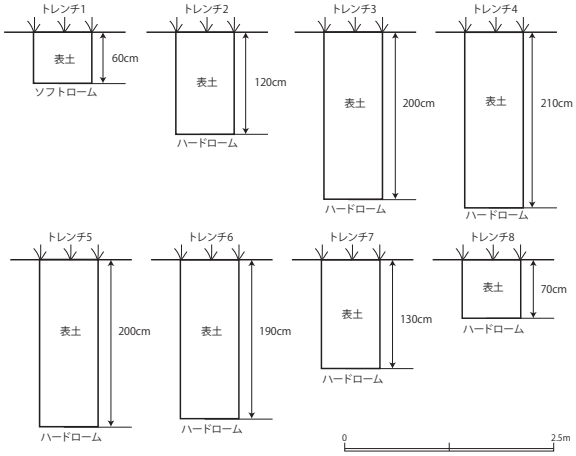
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 38 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 39 図　トレンチ配置図



第 40 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１

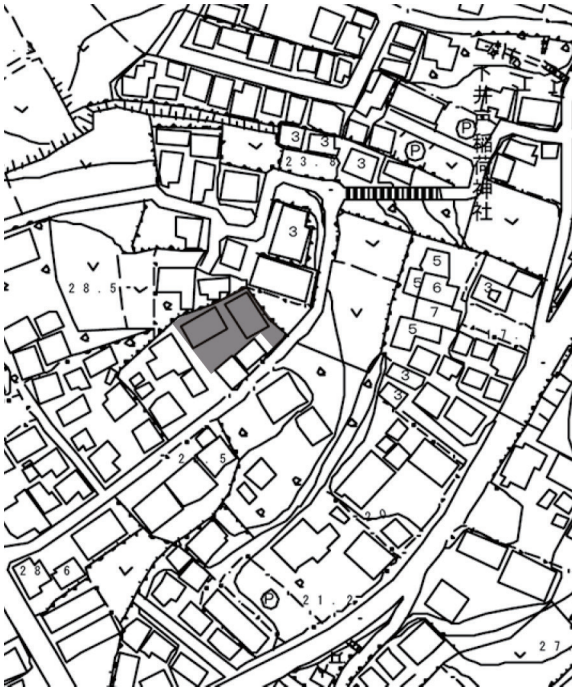


トレンチ写真２

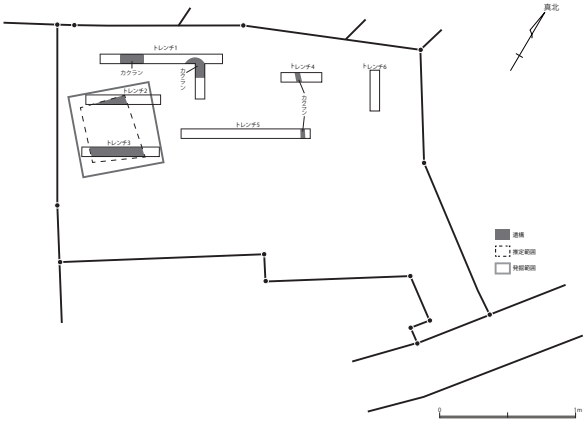
試掘調査
No. 24　峯前遺跡

調査目的　共同住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　新倉２丁目 2983-4、2984-1
調査日程　令和３年 11 月 22 日
調査面積　499.02㎡
調査概要　調査地は、峯前遺跡（11-003）の調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m60㎝～ 9m50㎝のトレンチを６本設定した（第 42 図）。調査区全体を 50㎝～ 110㎝程度まで掘り下げた（第 43 図）。

調査の結果、本地点で、遺構・遺物包含層及び遺物が確認され、発掘調査を行うこととなった。

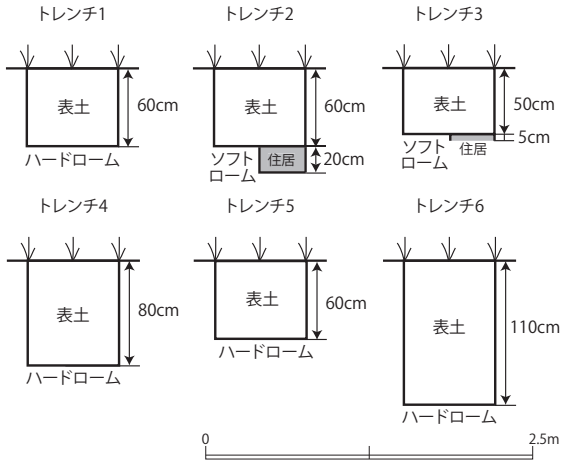


第 41 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 42 図　トレンチ配置図


トレンチ写真



第 43 図　トレンチ柱状図

試掘調査

No. 25　花ノ木遺跡

調査目的　個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

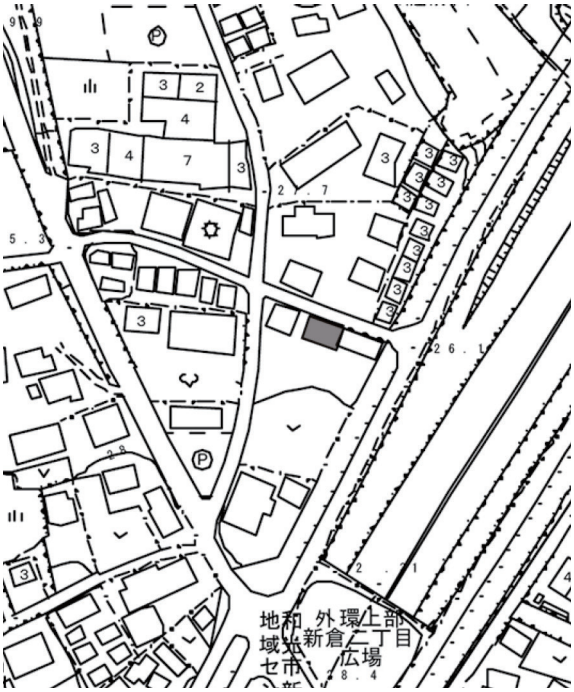
調査地点　新倉２丁目 3191-7

調査日程　令和３年 11 月 24 日

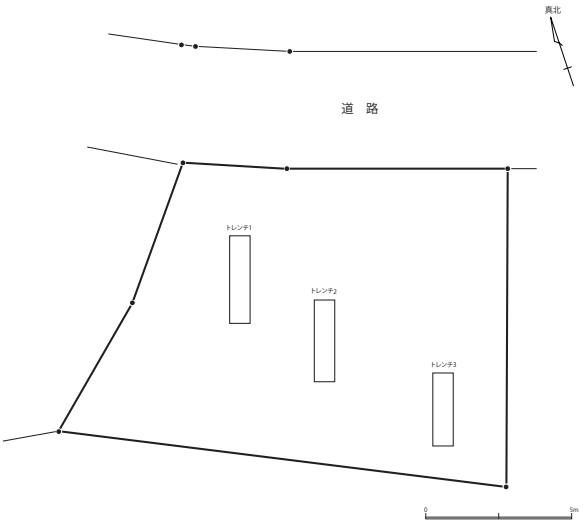
調査面積　132.3㎡

調査概要　調査地は、花ノ木遺跡（11-002）の北東端に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m50㎝～ 3m のトレンチを３本設定した（第 45 図）。調査区全体を 70㎝～ 210㎝程度まで掘り下げた（第 46 図）。

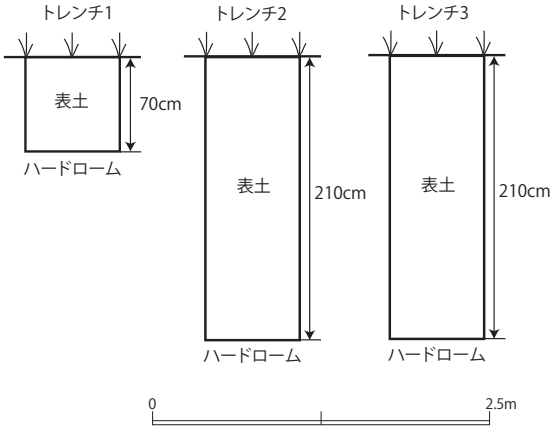
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 44 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 45 図　トレンチ配置図



第 46 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１



トレンチ写真２

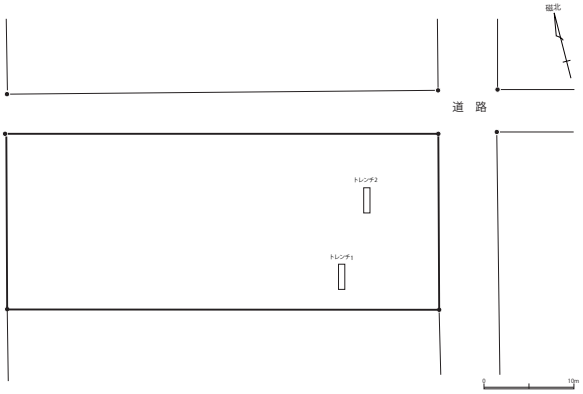
試掘調査
No. 26　榎堂遺跡

調査目的　舗装工事及び囲障工事に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　下新倉６丁目 2321
調査日程　令和３年 11 月 24 日
調査面積　998㎡
調査概要　調査地は、榎堂遺跡（11-023）の北寄りに位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m80㎝のトレンチを２本設定した（第 48 図）。調査区全体を 180㎝～ 200㎝程度まで掘り下げた（第 49 図）。

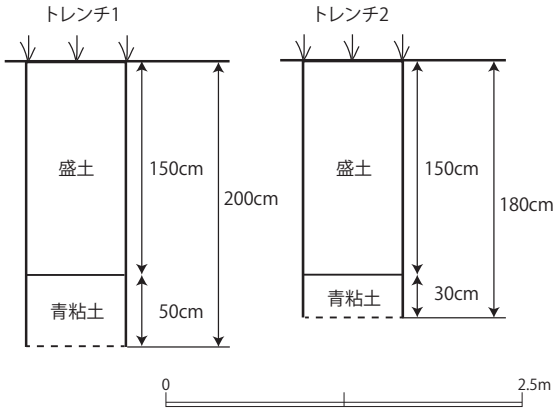
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 47 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 48 図　トレンチ配置図



第 49 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１

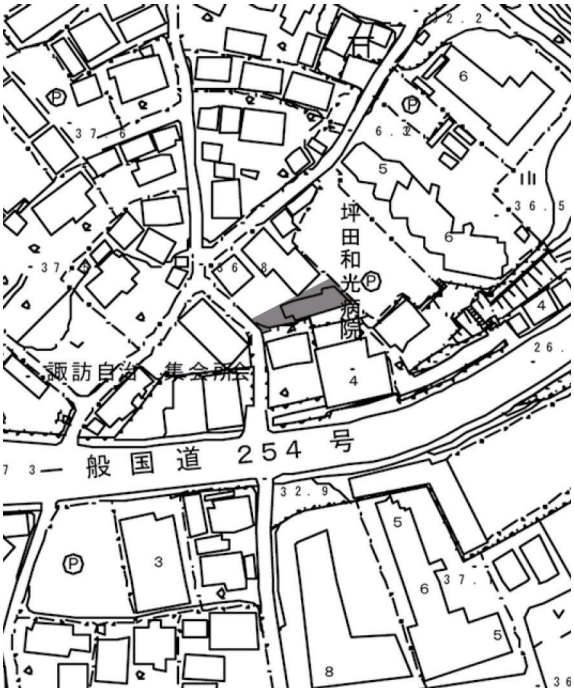


トレンチ写真２

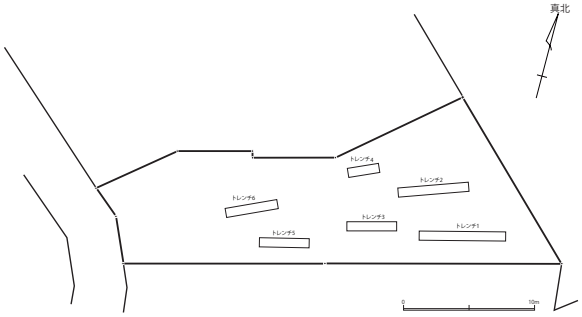
試掘調査
No. 28　白子宿上遺跡

調査目的　共同住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　白子２丁目 1435-1 の一部、1435-2
調査日程　令和３年 12 月７日
調査面積　292.18　㎡
調査概要　調査地は、白子宿上遺跡（11-019）の南端に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m40㎝～ 6m60㎝のトレンチを６本設定した（第 51 図）。調査区全体を 60㎝～ 110㎝程度まで掘り下げた（第 52 図）。

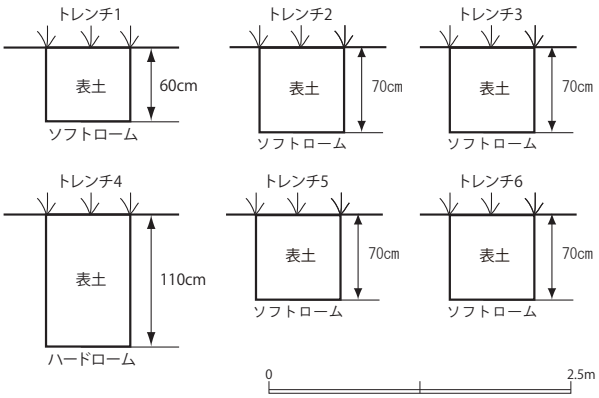
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 50 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 51 図　トレンチ配置図



第 52 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１



トレンチ写真２

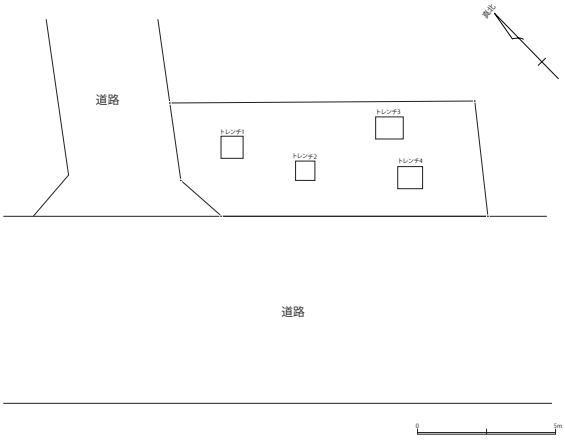
試掘調査
No. 30　仏ノ木遺跡

調査目的　個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　下新倉４丁目 2114-10 の一部
調査日程　令和４年１月 12 日
調査面積　45.09㎡
調査概要　調査地は、仏ノ木遺跡（11-036）の南東に位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝～ 80㎝長さ約 70㎝～ 1m のトレンチを４本設定した（第 54 図）。調査区全体を 100㎝～ 120㎝程度まで掘り下げた（第 55 図）。

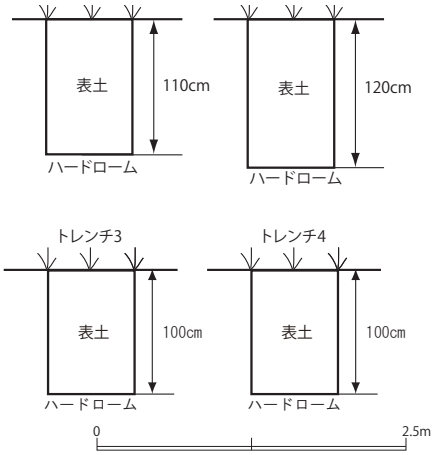
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 53 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 54 図　トレンチ配置図



第 55 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１



トレンチ写真２

試掘調査

No. 31　柿ノ木坂西遺跡

調査目的　道路改良・拡幅に伴う埋蔵文化財確認調査

調査地点　新倉１丁目 3828-13、3791-2、3787-2、3786-3、3785-2、2784-2、4073-2、4074-2、4075-3、4075-4、4075-5、4079-2

調査日程　令和４年１月 12 日

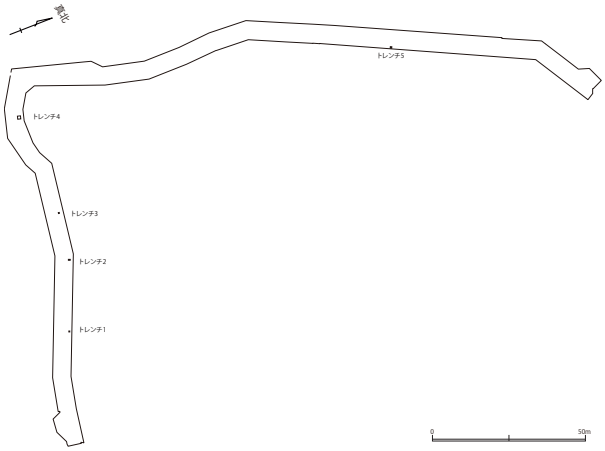
調査面積　508.64㎡

調査概要　調査地は、柿ノ木坂西遺跡（11-010）の北西端に位置する。調査は、対象地内に幅約 50㎝長さ約 50㎝～ 1m のトレンチを５本設定した（第 57 図）。調査区全体を 50㎝～ 160㎝程度まで掘り下げた（第 58 図）。

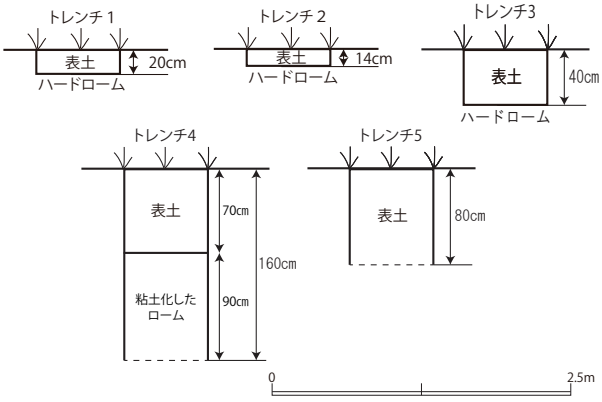
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 56 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 57 図　トレンチ配置図



第 58 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１

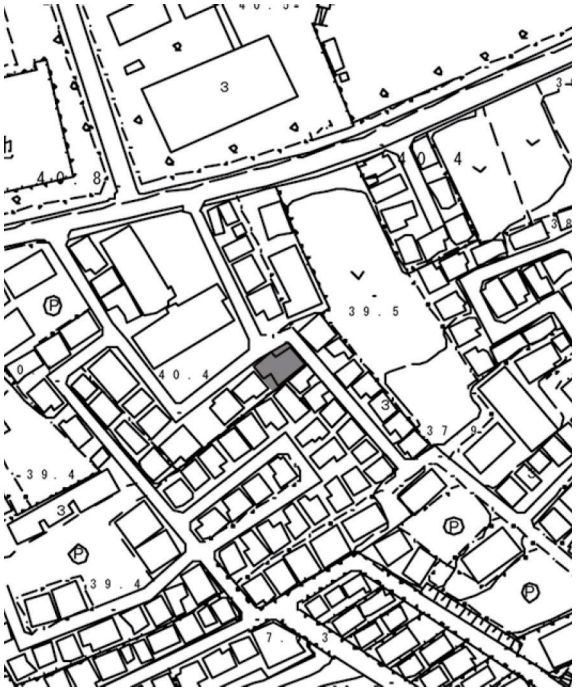


トレンチ写真２

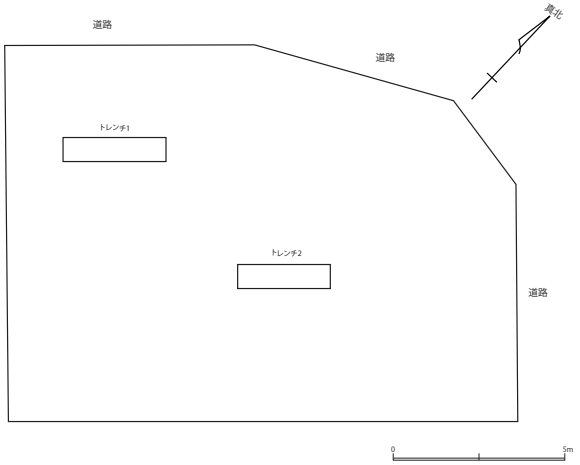
試掘調査
No. 34　越後山遺跡

調査目的　分譲住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　南１丁目 2465-19、-22
調　査　日　令和４年１月 31 日
調査面積　155.37㎡
調査概要　調査地は、越後山遺跡（11-040）の中央北西寄りに位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m70㎝と 3m のトレンチを２本設定した（第 60 図）。調査区全体を 150㎝～ 160㎝程度まで掘り下げた（第 61 図）。

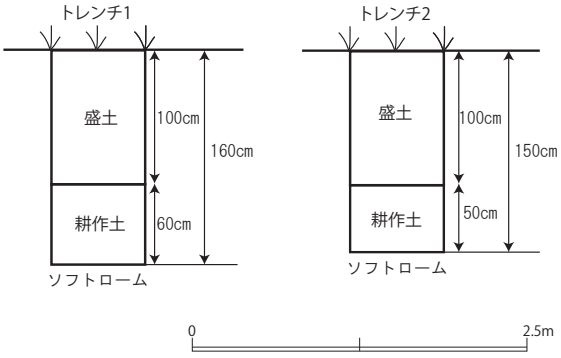
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 59 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 60 図　トレンチ配置図



第 61 図　トレンチ柱状図

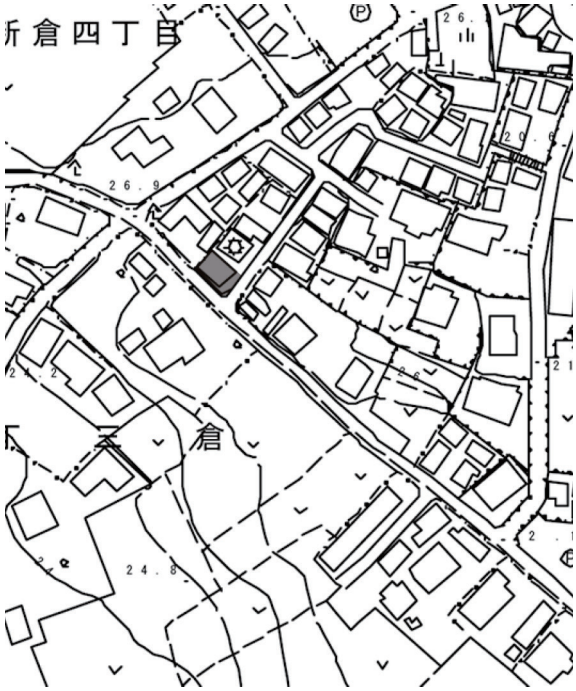

トレンチ写真


作業写真

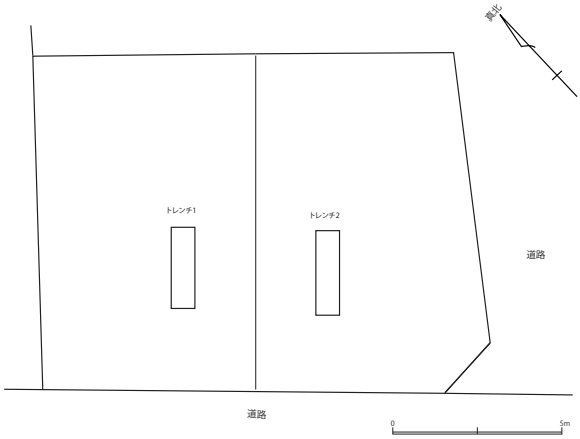
試掘調査
No. 35　仏ノ木遺跡

調査目的　分譲住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　下新倉４丁目 2114-12
調査日程　令和４年２月８日
調査面積　149.29㎡
調査概要　調査地は、仏ノ木遺跡（11-036）の南東に位置する。調査は、対象地内に幅約70㎝長さ約 2m40㎝と 2m50㎝のトレンチを２本設定した（第 63 図）。調査区全体 100㎝程度まで掘り下げた（第 64 図）。

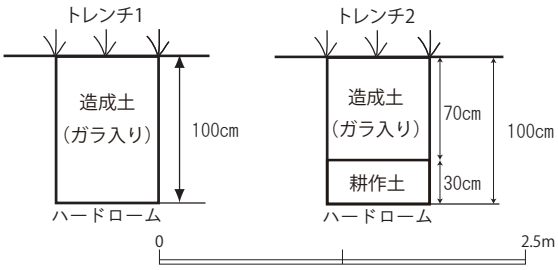
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 62 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 63 図　トレンチ配置図



第 64 図　トレンチ柱状図

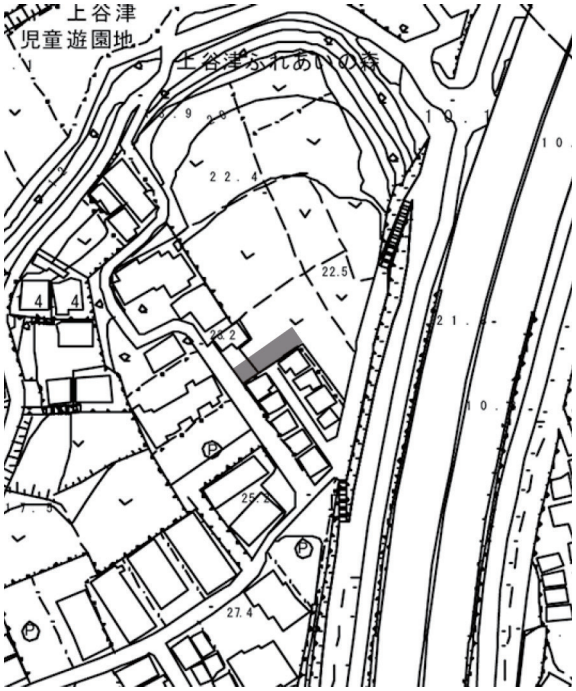

トレンチ写真１


トレンチ写真２

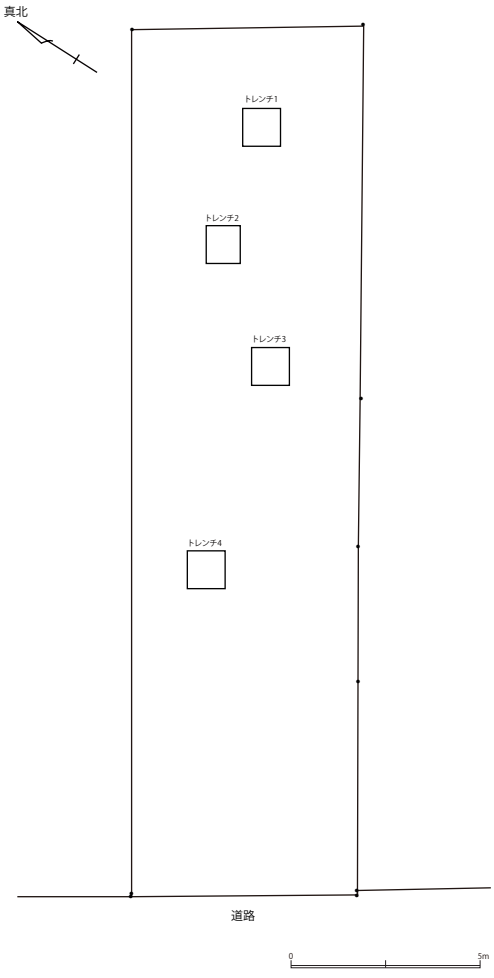
試掘調査
No. 36　向原遺跡

調査目的　個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　新倉１丁目 3904-24、-25、3852-17
調査日程　令和４年２月９日
調査面積　138.82㎡
調査概要　調査地は、向原遺跡（11-007）の中央に位置する。調査は、対象地内に幅約 90㎝～ 1m 長さ約 1m のトレンチを４本設定した（第 66 図）。調査区全体を 100㎝～ 130㎝程度まで掘り下げた（第 67 図）。

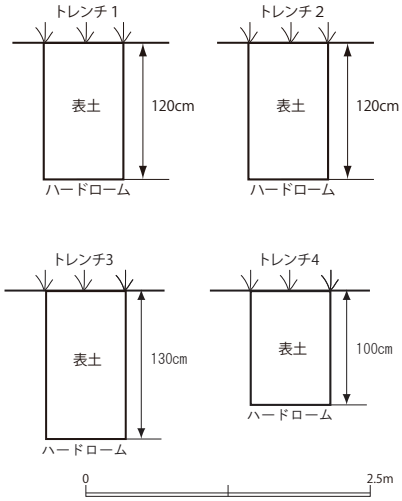
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 65 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 66 図　トレンチ配置図



第 67 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真

試掘調査

No. 37　西越後山遺跡

調査目的　個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

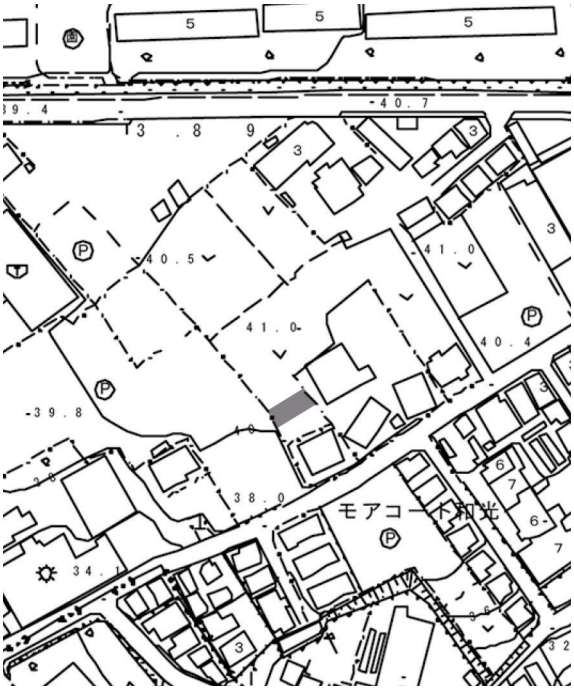
調査地点　南１丁目 2542-5、2543-14

調査日程　令和４年３月３日

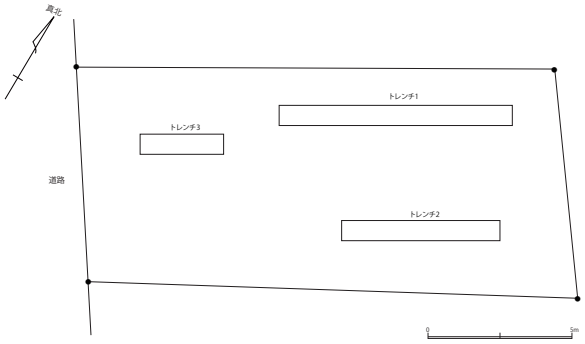
調査面積　129.60㎡

調査概要　調査地は、西越後山遺跡（11-042）の中央西寄りに位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 2m90㎝～ 8m10㎝のトレンチを３本設定した（第 69 図）。調査区全体を 40㎝～ 50㎝程度まで掘り下げた（第 70 図）。

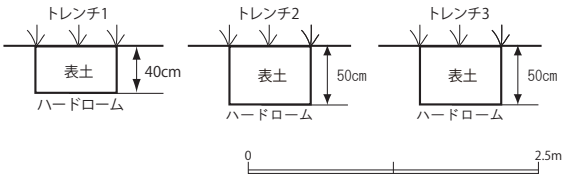
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 68 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 69 図　トレンチ配置図



第 70 図　トレンチ柱状図

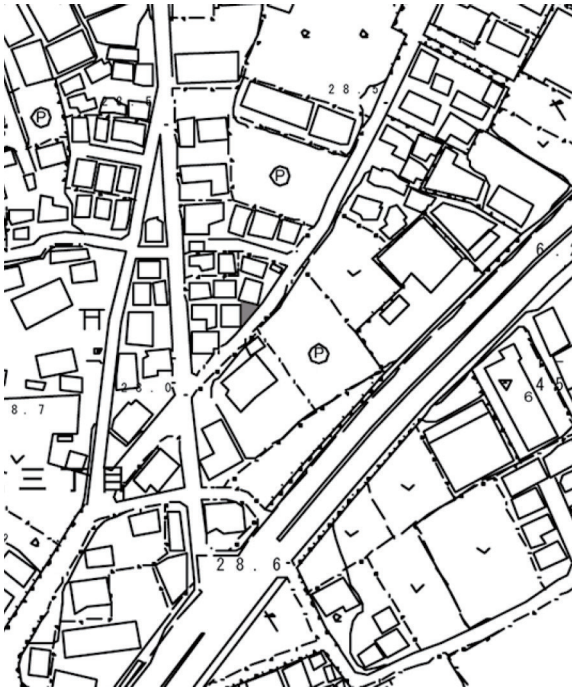


トレンチ写真

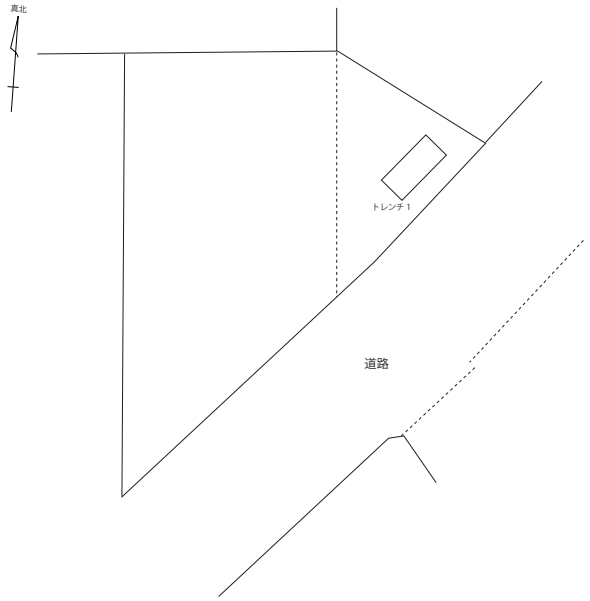
試掘調査
No. 38　市場峡・市場上遺跡

調査目的　個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　下新倉三丁目 4501-10、-46
調査日程　令和４年３月 18 日
調査面積　108.17㎡
調査概要　調査地は、市場峡・市場上遺跡（11-017）の北西端に位置する。調査は、対象地内に幅約 1m 長さ約 2m20㎝のトレンチを１本設定した（第 72 図）。調査区全体を 100㎝程度まで掘り下げた（第 73 図）。

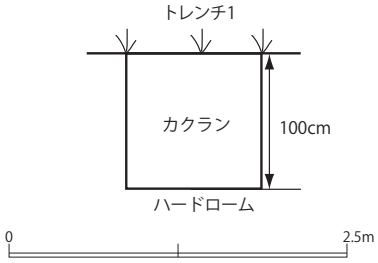
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 71 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 72 図　トレンチ配置図



第 73 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真



作業写真

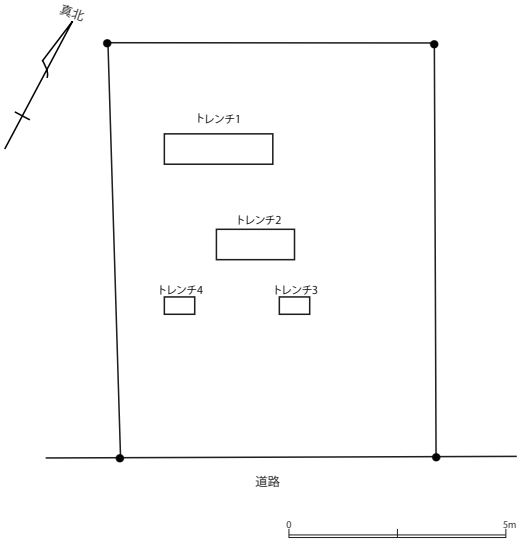
試掘調査
No. 39　越後山遺跡

調査目的　個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査
調査地点　南１丁目 11-3
調査日程　令和４年３月 24 日
調査面積　74.1㎡
調査概要　調査地は、越後山遺跡（11-0417）の西寄りに位置する。調査は、対象地内に幅約 70㎝長さ約 40㎝～ 2m50㎝のトレンチを４本設定した（第 75 図）。調査区全体を 50㎝～ 60㎝程度まで掘り下げた（第 76 図）。

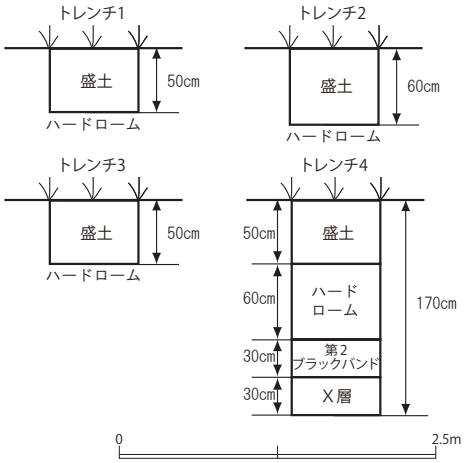
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 74 図　調査地点位置図（S=1/2500）



第 75 図　トレンチ配置図



第 76 図　トレンチ柱状図



トレンチ写真１



トレンチ写真２

工事立会
No.５　白子向山遺跡
調査目的　電柱移設工事
調査地点　白子１丁目 1948-31
調査日程　令和３年５月２８日
調査面積　2㎡
調査概要　工事立会

工事立会
No.７　仏ノ木遺跡
調査目的　ガス管埋設工事
調査地点　下新倉３丁目 4、下新倉４丁目２
調査日程　令和３年７月５日
調査面積　10.74㎡
調査概要　工事立会

工事立会
No.11　城山遺跡
調査目的　電柱移設工事
調査地点　白子３丁目 4582-1、4582-1 地先
調査日程　令和３年８月２３日
調査面積　6㎡
調査概要　工事立会

工事立会
No.12　城山遺跡
調査目的　電柱移設に伴うケーブル改修工事
調査地点　白子３丁目 4582-1、4582-2 地先
調査日程　令和３年９月１７日
調査面積　7㎡
調査概要　工事立会

工事立会
No.15　吹上遺跡
調査目的　電柱工事
調査地点　白子３丁目 4397-3 地先
調査日程　令和３年９月２２日
調査面積　2㎡
調査概要　工事立会

工事立会
No.16　峯前遺跡
調査目的　境界塀新設工事
調査地点　新倉２丁目５－３８
調査日程　令和３年９月２４日
調査面積　47.8㎡
調査概要　工事立会

工事立会
No.17　仏ノ木遺跡・宮ノ脇遺跡
調査目的　水道工事
調査地点　下新倉３丁目９番地・１０番地
調査日程　令和３年９月２７日
調査面積　223.7㎡
調査概要　工事立会

工事立会
No.19　白子向山遺跡
調査目的　水道工事
調査地点　白子１丁目３１番地先
調査日程　令和３年９月２９日
調査面積　180.9㎡
調査概要　工事立会

工事立会
No.22　仏ノ木遺跡
査目的　電柱工事
調査地点　下新倉３丁目 928
調査日程　令和３年１１月１９日
調査面積　2㎡
調査概要　工事立会

工事立会
No.23　峯遺跡
調査目的　宅地造成
調査地点　新倉２丁目 2998-1 の一部、
　　3001-1 の一部
調査日程　令和３年１１月２２日
調査面積　550㎡
調査概要　工事立会

工事立会

No. 27　市場峡・市場上遺跡

調査目的　ガス管新設工事
調査地点　下新倉３丁目 12、13 番地
調査日程　令和３年１１月２９日
調査面積　36㎡
調査概要　工事立会

工事立会

No. 32　吹上遺跡・吹上貝塚

調査目的　ガス管埋設工事
調査地点　白子３丁目 13 番地
調査日程　令和４年１月２４日
調査面積　63.24㎡
調査概要　工事立会

工事立会

No. 40　城山南遺跡

調査目的　電柱工事
調査地点　白子２丁目 4592-1、-2
調査日程　令和４年３月２５日
調査面積　2.00㎡
調査概要　工事立会

工事立会

No. 29　吹上遺跡・吹上貝塚

調査目的　電柱工事
調査地点　白子３丁目 4374-2
調査日程　令和３年１２月１３日
調査面積　2㎡
調査概要　工事立会

工事立会

No. 33　仏ノ木遺跡

調査目的　ガス管埋設工事
調査地点　下新倉４丁目２番地～３丁目４番地他
調査日程　令和４年１月２５日
調査面積　7.74㎡
調査概要　工事立会

えぐち　やよい（和光市教育委員会）

執筆者紹介

並木　實　　（和光市文化財保護委員）
野澤　均　　（和光市教育委員会）
相田　由莉　　（和光市教育委員会）
江口　やよい　　（和光市教育委員会）
大内　一雄　　（和光市教育委員会）
坂口　由加里　　（和光市教育委員会）
田中　由美　　（和光市教育委員会）

ISSN 2189-3276

和光市デジタルミュージアム紀要　第８号
発　行　日　　令和４（2022）年８月１日発行
編集・発行　　和光市教育委員会（担当：生涯学習課）
〒 351-0192　埼玉県和光市広沢 1-5
TEL　048-464-1111（代表）
和光市デジタルミュージアムれきたまＵＲＬ
https://rekitama-wako.jp

れきたま
QR コード